

壬生町公共施設等総合管理計画

令和4（2022）年3月（改訂）

壬生町

目次

公共施設等総合管理計画について	1
第1章 壬生町の概要	3
1 町の概況	3
2 公共施設等の状況	4
(1) 公共施設の概況	4
(2) 公共施設保有量の推移	5
(3) 公共施設の県内自治体比較	6
(4) 普通会計等公共施設の年度別の設置状況	7
(5) インフラの状況	8
(6) 公営事業会計の施設	10
(7) 有形固定資産減価償却率の推移	11
(8) 過去に行った対策の実績	12
3 人口動向	14
4 財政の現況と課題	15
(1) 歳入	15
(2) 歳出	16
(3) 積立金残高の状況	18
(4) 地方債残高の状況	18
5 財政指標	19
(1) 財政力指数	19
(2) 経常収支比率	20
(3) 将来負担比率	21
(4) 実質公債費比率	22
6 公共施設（普通会計）更新等費用の推計	23
(1) 推計方法	23
(2) 推計結果	26
7 インフラ（普通会計）更新等費用の推計	27
(1) 推計方法	27
(2) 推計結果	28
8 効果額の算定（普通会計）	29
(1) 算定方法	29
(2) 推計結果	30
9 インフラ（公営事業会計）の更新費用の推計	31
(1) 算定方法	31
(2) 推計結果	32
10 効果額の算定（公営事業会計）	33

(1) 算定方法	33
(2) 推計結果	34
1 1 公共施設等（普通会計＋公営事業会計）の更新費用の推計と課題	35
1 2 歳入・歳出全体ベースでの財政推計	38
(1) 前提条件	38
(2) 財政推計結果	40
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	41
1 現状や課題に関する基本認識	41
2 基本方針	42
3 公共施設等の管理に関する基本的な方針	43
(1) 本町の課題と基本的な方針の関係	43
(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	44
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	49
1 町民文化系施設	49
(1) 文化施設	49
(2) 集会施設	51
2 社会教育系施設	52
(1) 博物館等	52
(2) 図書館等	53
(3) 社会教育センター等	54
3 スポーツ系施設	56
4 レクリエーション系施設	58
(1) レクリエーション施設	58
(2) 保養施設等	59
5 産業系施設	60
6 学校教育系施設	62
7 子育て支援施設	64
(1) 幼保・こども園	64
(2) 幼児・児童施設	65
8 保健・福祉施設	67
(1) 障がい福祉施設	67
(2) 高齢福祉施設	68
(3) 児童福祉施設	69
(4) 保健施設	70
9 行政系施設	71
(1) 庁舎等	71
(2) 消防施設等	73
(3) 環境施設	74

1 0 公営住宅等	76
1 1 公園	77
1 2 その他公共施設	78
(1) 駐車場等	78
(2) その他公共施設	79
1 3 道路・橋梁	80
1 4 上水道施設	81
1 5 下水道施設	83
(1) 公共下水道	83
(2) 農業集落排水	85
第4章 フォローアップの実施方針	86
1 フォローアップの進め方について	86
2 町議会や町民との情報共有について	86

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

端数処理について

本計画で取り扱う数値は、単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。

調査時点について

本計画に実績値を掲載する場合、数値は、令和3(2021)年3月31日時点あるいは令和2(2020)年度1年間を基本としていますが、それ以外の情報を利用する場合は、その旨を記載しています。

% (パーセント) 表記について

実績値を「% (パーセント)」表記する場合、表示単位未満を四捨五入しております。そのため、合計値が「100%」にならない場合があります。

推計値について

人口推計や財政推計で算出した推計値は、計画策定時における情報や一定の仮定に基づいて算定しており、今後の実績値とは整合しない場合があります。

公共施設等総合管理計画について

(1) 公共施設等総合管理計画の策定の背景

我が国においては、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が急務となっていますが、厳しい財政状況に加えて人口減少と高齢化社会が同時進行していく中で、公共施設等の更新費用や維持管理費用の確保が大きな課題となっています。このような状況において、平成26年（2014年）4月、国は全国の自治体に対して、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

壬生町（以下「本町」という。）においても、これまで拡大する行政需要や住民ニーズに対応するため多くの公共施設等を整備しており、時代とともに変化するニーズに対応するため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、複合化・集約化・長寿命化などを計画的に行うことを目的として「壬生町公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

前回の本計画策定から一定の期間が経過しており、本計画の不断の見直しを実施し順次充実させていくことが必要であることから、「壬生町公共施設等総合管理計画」を改訂しました。

(2) 公共施設等総合管理計画の目的

本町においては、本計画を策定する以前に最上位計画として総合的な行政の運営を図るための基本計画である「壬生町総合振興計画」や「壬生町創生総合戦略」等を策定しております。

また、昨今の人口減少が言われる中、令和2年3月には「第2期壬生町人口ビジョン壬生町創生総合戦略」を策定し、令和47年度（2065年度）には、目標人口として32,000人程度を確保するという人口ビジョンを公表いたしました。

公共施設等の長寿命化に関しては、各個別計画として「壬生町学校施設長寿命化計画」、「壬生町舗装長寿命化修繕計画」、「壬生町橋梁長寿命化修繕計画」等を策定しております。

本計画は、全国統一として通知された本計画の策定基準に準じつつ、上記計画を総合的に包括できるように改訂するものです。

(3) 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和33年度（2051年度）までの30年間とします。

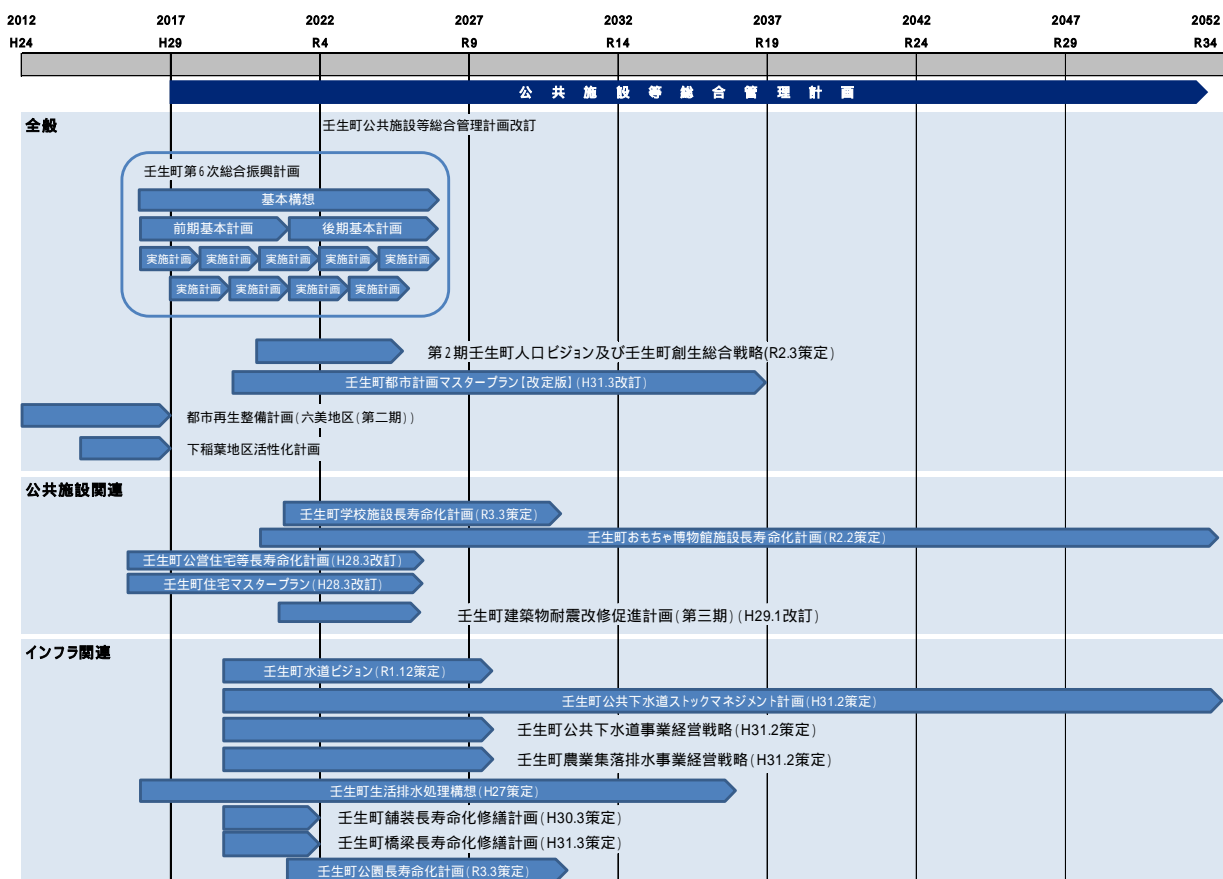


図 0-1 公共施設等総合管理計画と他の計画の関係

(4) 対象とする公共施設等

本町は、町役場などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、公民館や図書館、体育館など多くの町民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、町営住宅など多岐に亘る施設を保有しています。また、道路・橋梁・上下水道施設などのインフラを保有しています。

本計画において対象とする公共施設等は、原則としてインフラを含む全ての公共施設等としますが、車両や機械装置などは対象外としています。

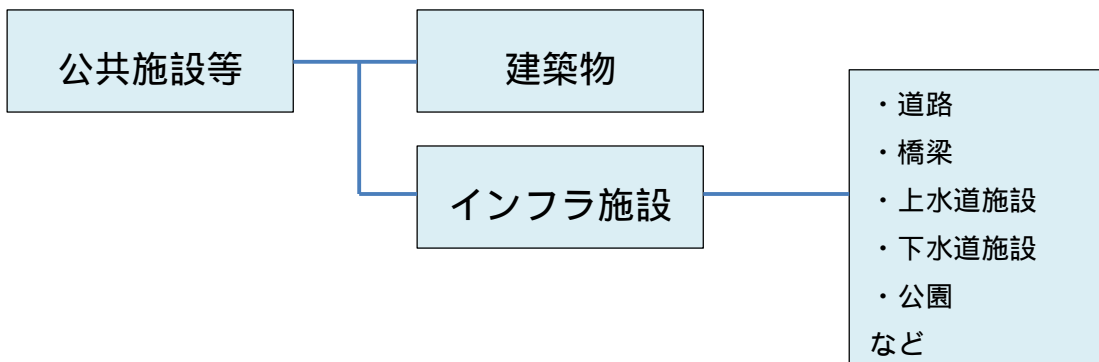


図 0-2 本計画が対象とする公共施設等

2 公共施設等の状況

(1) 公共施設の概況

表 1-2-1 公共施設の一覧

会計名	大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)
普通会計	町民文化系施設	文化施設	3	6,718
		集会施設	3	828
	社会教育系施設	博物館等	1	967
		図書館等	1	1,568
		社会教育センター等	2	2,493
	スポーツ系施設	スポーツ系施設	4	5,161
	レクリエーション系施設	レクリエーション施設	1	4,548
		保養施設等	1	551
	産業系施設	産業系施設	2	1,625
	学校教育系施設	学校教育系施設	11	66,163
	子育て支援施設	幼保・こども園	1	672
		幼児・児童施設	10	1,763
	保健・福祉施設	障がい福祉施設	1	990
		高齢福祉施設	1	414
		児童福祉施設	1	493
		保健施設	1	1,720
	行政系施設	庁舎等	3	4,672
		消防施設等	16	1,424
		環境施設	3	5,744
	公営住宅等	公営住宅等	2	8,028
	公園	公園	4	805
	その他	その他	6	1,480
			合計	78

対象施設一覧の大分類・中分類は、一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

小学校の教室の一部に設置されている、学童保育館は施設数には含んでいますが、延床面積はゼロとして、対応する面積は学校教育系施設に含んでいます。

建物がない施設は、数に含んでいません。そのため、地下駐車場であるおもちゃのまち駅自転車駐車場については数に含んでいません。

令和3年(2021年)3月31日時点で、本町が保有する普通会計に属する公共施設は78施設あり、総延床面積は118,827㎡となっています。

これらの施設について、維持管理や運営状況等の現状を分析するため、一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの分類(大分類・中分類)により分類しています。

(2) 公共施設保有量の推移

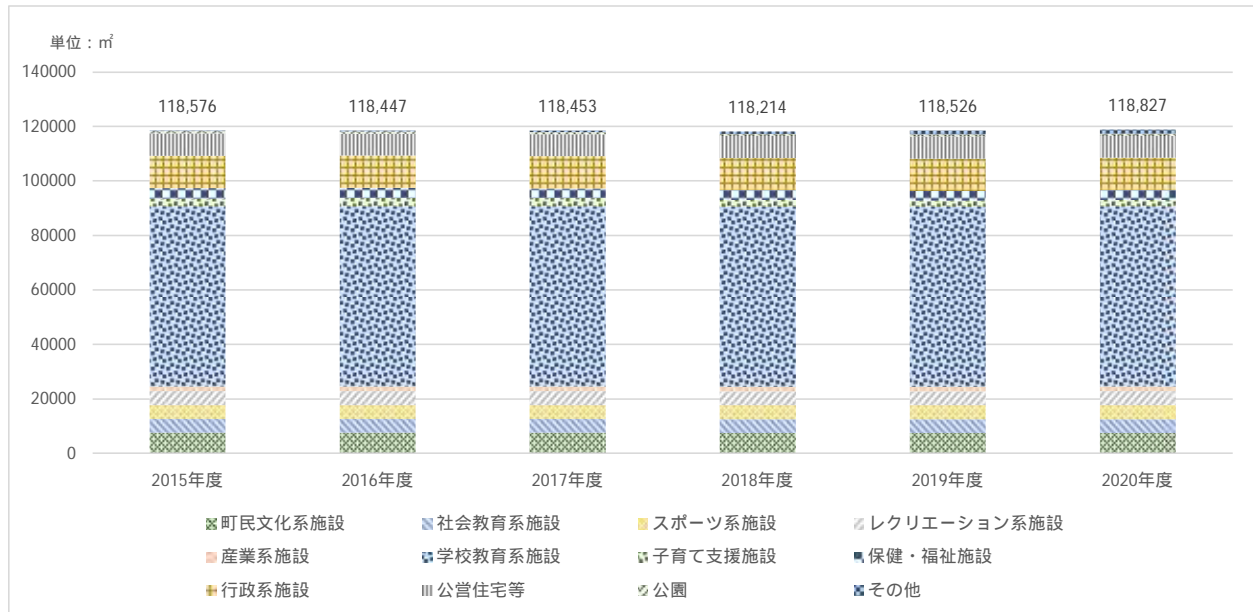
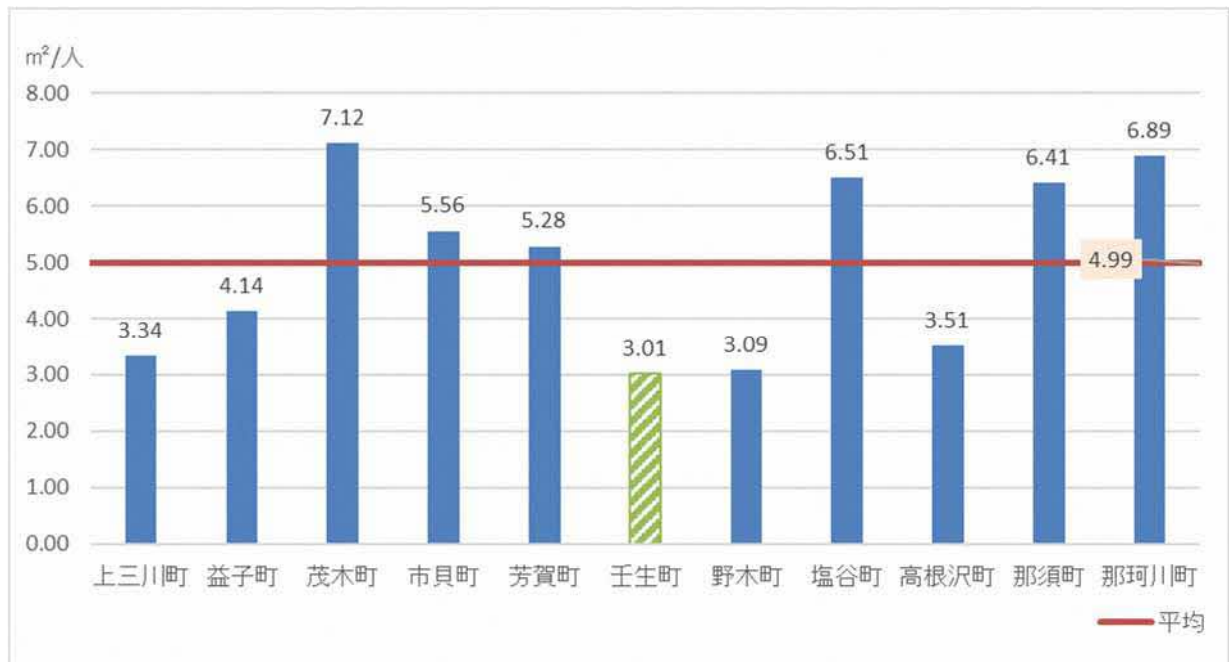


図 1-2-1 公共施設保有量の推移

本町の公共施設について、平成 27 年度（2015 年度）から令和 2 年度（2020 年度）まで大きな増減はなく、分類別の状況にも大きな変動はありません。

(3) 公共施設の県内自治体比較



延床面積については、本町は令和2年度(2020年度)末の公共施設総延床面積、他の町は公共施設状況調経年比較表(令和元年度(2019年度))の行政財産¹及び普通財産²の建物延床面積の合計、人口については、令和2年(2020年)国勢調査人口を基に作成しています。

市村については、町と大きく状況が異なるため対象外としています。

図 1-2-2 人口と総延床面積の県内自治体比較

本町の公共施設の延床面積は 118,827 m²、人口は 39,474 人となっています。町民 1 人当たりの延床面積は 3.01 m²で、栃木県内の町の平均である 4.99 m²を下回っている状況です。また、栃木県内の町の中で最も低い水準となっています。

¹行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産のことです。

²普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産のことです。

(4) 普通会計等公共施設の年度別の設置状況

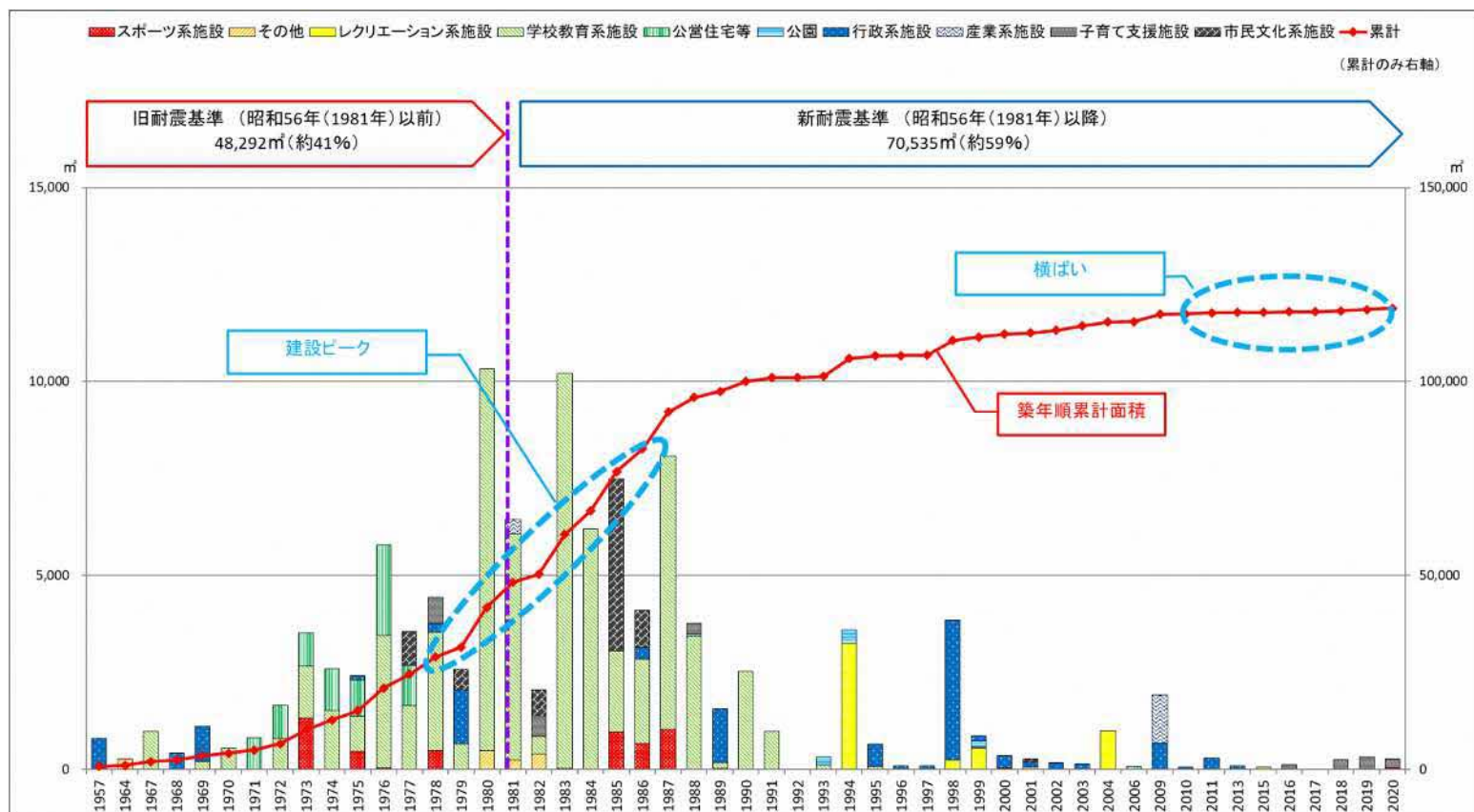


図 1-2-3 大分類別の建築年度別総延床面積の推移

本町の公共施設の整備状況を建築年度別に総延床面積でみると、特定の時期に集中して建設していることが分かります。昭和以前では学校教育施設が大半を占めており、昭和 55 年度（1980 年度）には壬生中学校、昭和 56 年度（1981 年度）には壬生小学校、昭和 58 年度（1983 年度）には安塚小学校及び南犬飼中学校が建築されています。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 56 年度（1981 年度）以前に整備されたものもおよそ 40%にのぼります。建設後に耐震工事を行い耐震化の改善はされていますが、老朽化の観点では課題がある公共施設が多くあることが分かります。

(5) インフラの状況

道路

町が所有し、管理する道路は以下のとおりです。

種別	総延長 (m)	面積 (㎡)
一般道路	555,438	2,724,604
自転車歩行者道	811	3,419
合計	556,249	2,728,023

橋梁

・総量

種別	総延長 (m)	面積 (㎡)
橋梁	1,050	4,838

・長さ別橋梁数

長さ	橋梁数
15m 未満	151
15m 以上	11
合計	162

・構造別面積

構造	面積 (㎡)
PC 橋	15
RC 橋	4,511
その他	312
合計	4,838

上水道

種別	延長 (m)
導水管	6,895
配水管	286,371
合計	293,266

下水道

・公共下水道

管径	延長 (m)
250mm 以下	176,522
251 ~ 500mm 以下	18,907
501 ~ 1000mm 以下	10,303
1001 ~ 2000mm 以下	10,741
合計	216,473

・農業集落排水

管径	延長 (m)
250mm 以下	127,020
合計	127,020

その他

・公園

種別	箇所数	面積 (㎡)
都市公園等	45	401,665
その他の公園	27	4,741
合計	72	406,406

主要な公園として、東雲公園（都市公園、面積 76,700 ㎡）、壬生総合公園（都市公園、面積 114,000 ㎡）などがあります。

(6) 公営事業会計³の施設

公営事業会計が有する公共施設は、以下のとおりとなります。

上水道

施設名	延床面積 (㎡)
南部配水場	220
北部配水場	300
中央配水場	1,352
合計	1,872

下水道

・公共下水道

施設名	延床面積 (㎡)
水処理センター	766
合計	766

・農業集落排水

施設名	延床面積 (㎡)
上田地区処理施設	227
中泉地区処理施設	153
藤井地区処理施設	306
北小林・助谷地区処理施設	199
恵川地区処理施設	663
黒川東部地区処理施設	392
合計	1,941

³ 公営事業会計とは、地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計のことです。

(7) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を示す指標であり、有形固定資産全体に関する老朽化度合いを把握でき、数値が高い程、老朽化が進んでいることを示します。

本町の有形固定資産減価償却率は、毎年増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）は69.2%に達し、平成28年度（2016年度）から3.5%上昇しています。また、類似団体内平均及び栃木県内平均を継続的に上回っていることから、類似団体及び栃木県内の団体と比較しても、有形固定資産の老朽化が進んでいることが分かります。そのため、類似団体及び栃木県内の団体よりも早い時期に施設の改修や更新が生じる可能性があります。

今後、施設の老朽化が進めば、改修や維持管理にかかるコストが増加してくることに加え、社会保障関連費の増加など他の支出の増加も見込まれています。一方で財源の確保には限界もあるため、効率的な施設管理を行うことで、将来の維持管理費などの縮減を図っていく必要があります。

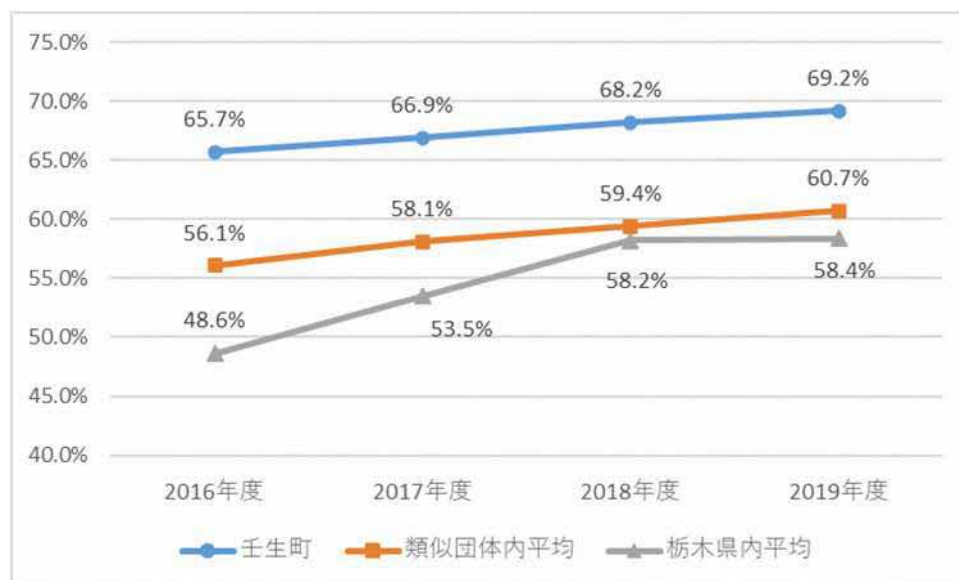


図 1-2-4 有形固定資産減価償却率の推移

(8) 過去に行った対策の実績

本町が平成 29 年度 (2017 年度) から令和 2 年度 (2020 年度) までに実施した、長寿命化を図るために行った、主な維持修繕工事は以下のとおりです。

表 1-2-2 過去に行った対策の実績

No	実施年度	件名	金額	工事内容
1	2020 ~	壬生町清掃センター基幹的設備改良工事	2,350 百万円	施設を構成する基幹的設備 (燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備など) や機器に経年劣化がみられることから、機器の更新もしくは大幅な改良等により、各設備・機器の機能回復及び省エネルギー化を実施中です。
2	2020	壬生北小学校非構造部材 (天井落下物等) 耐震補強工事	13 百万円	壬生町立壬生北小学校の体育館のバスケットゴールや照明器具等の非構造部材 (天井落下物等) について、耐震性を高めるために補強等を実施しました。
3	2020	とおりまち保育園内部改修工事	15 百万円	施設の老朽化の著しい箇所について、必要な修繕を実施したもので、具体的には、保育室・遊戯室・廊下等の床修繕、床塗装及びクロス貼替、照明の LED 交換等を内部改修工事として実施しました。
4	2020	橋梁整備工事 1211-1 号橋	12 百万円	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、判定区分 である橋梁 1211-1 号橋 (橋長 16.7m) の架替えを実施しました。
5	2020	舗装修繕工事 町道 3-274 号線他 3 路線	28 百万円	舗装長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した舗装 (町道 3-274 号線他 3 路線) の修繕を実施しました。

No	実施年度	件名	金額	工事内容
6	2019	むつみの森、ドリームキッズ改修工事	20 百万円	両施設の長寿命化を図るための屋上防水工事及び外壁塗装工事を実施しました。
7	2019	子育て支援センターつばめ改修工事	18 百万円	子育て支援センターを開設するため、老朽化した旧保育施設に必要な改修を実施したものであり、具体的には、屋根改修、外壁改修、床塗装及び畳等の設置、トイレ改修、テラス人工芝撤去及び塗床、旧園庭の駐車場整備、園舎手前フェンス設置、遊具設置等を改修工事として実施しました。
8	2019	橋梁整備工事 1212-1 号橋	11 百万円	橋梁長寿命化修繕計画に基づき判定区分 である橋梁 1212-1 号橋(橋長 7.2m)の架替を実施しました。
9	2019	舗装修繕工事 町道 3 - 1 8 3 号線他 2 路線	78 百万円	舗装長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した舗装(町道 3 - 1 8 3 号線他 2 路線)の修繕を実施しました。
10	2018	舗装修繕工事 一級町道 10 号線他 2 路線	26 百万円	舗装長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した舗装(一級町道 10 号線他 2 路線)の修繕を実施しました。
11	2017	壬生中学校昇降口棟等非構造部材(天井落下物等)耐震補強工事	30 百万円	壬生町立壬生中学校の昇降口棟の既存天井等の非構造部材(天井落下物等)について、耐震性を高めるために張替等を実施しました。

3 人口動向

令和2年(2020年)3月に策定した「第2期壬生町人口ビジョン壬生町創生総合戦略」における社人研推計による本町の将来人口展望では、平成27年度(2015年度)の39,951人から50年後の令和47年度(2065年度)には、9,704人(24.2%)減少した30,247人と見込んでいます。また、年齢区分別の人口構成割合をみると、年少人口(0~14歳)とその割合は、平成27年度(2015年度)の5,176人(13.0%)から令和47年度(2065年度)に、3,480人(11.5%)まで人口、割合ともに減少すると見込んでいます。

生産年齢人口(15~64歳)とその割合は、平成27年度(2015年度)の24,267人(60.7%)から令和47年度(2065年度)に、16,138人(53.4%)へ減少すると見込んでいます。老年人口(65歳以上)とその割合は、平成27年度(2015年度)の10,508人(26.3%)から令和47年度(2065年度)に、10,630人(35.1%)へ人口は増加し割合も増加すると見込んでいます。

このような将来の人口動向が想定される中で、人口減少に伴う公共施設等の整理統合及び少子高齢化に伴う住民ニーズに即した公共施設等の見直しが急務となっています。

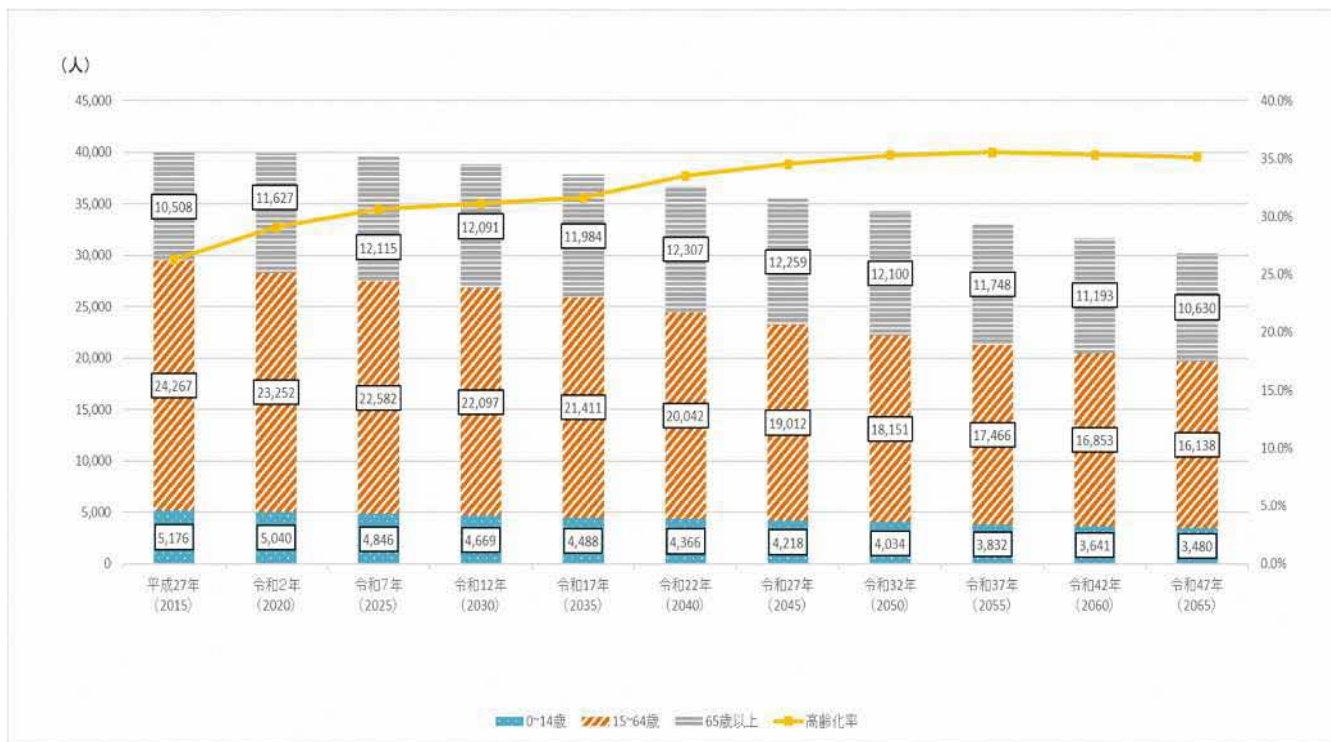


図 1-3-1 本町全体の人口推計【推計の概要】

4 財政の現況と課題

(1) 歳入

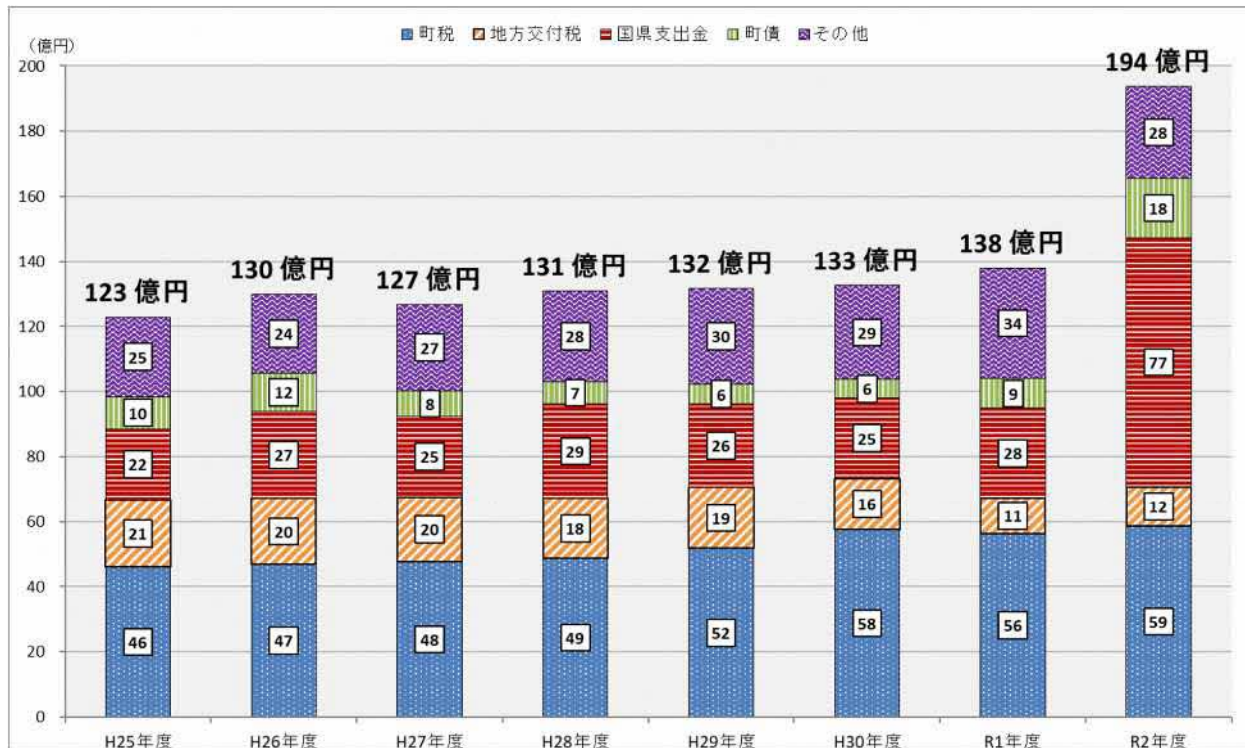


図 1-4-1 普通会計⁴歳入の推移

本町の令和2年度（2020年度）の普通会計の歳入は194億円です。その主な内訳は、町税が59億円、国県支出金が77億円となっています。令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、新型コロナウイルス感染拡大に対応する国庫支出金が増加したことで国県支出金が歳入の4割程度と多額となっています。

内訳ごとの推移をみると、町税については、平成25年度（2013年度）には46億円でしたが、その後増加傾向にあり、令和2年度（2020年度）には59億円となっています。また、国県支出金についても、平成25年度（2013年度）には22億円でしたが、その後増加傾向にあり、令和2年度（2020年度）には新型コロナウイルス感染拡大に対応する国庫支出金も発生したことで77億円と増加しています。

以上より平成25年度（2013年度）は123億円でしたが、その後増加に転じ、令和2年度（2020年度）は194億円となっています。

今後、人口減少に伴う町税の減少が見込まれることを踏まえ、これまで以上に歳入削減に取り組みながら慎重な財政運営が求められます。

⁴ 普通会計とは、決算統計上の会計で、総務省で定める基準により決算数値を整理したもので、各地方公共団体間の相互比較や時系列比較が可能となるよう、全国統一に用いられる会計です。

(2) 歳出

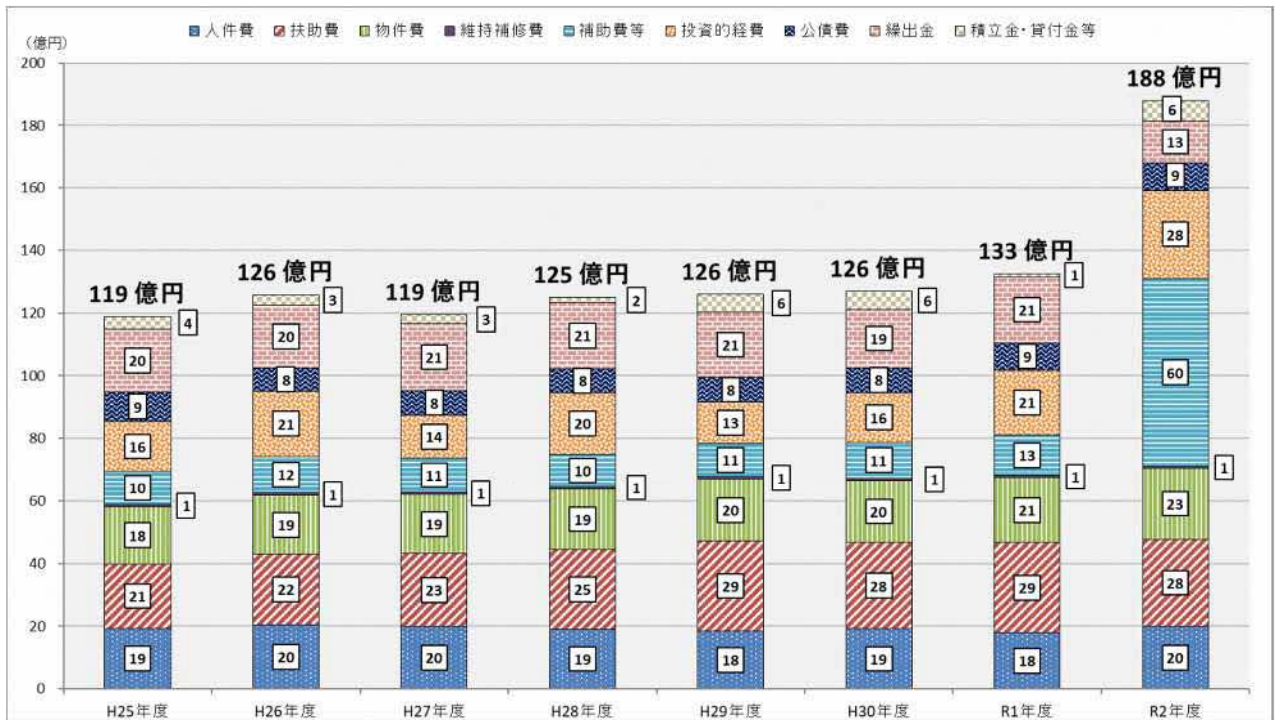


図 1-4-2 普通会計歳出（性質別⁵）の推移

本町の令和2年度（2020年度）の普通会計の歳出は188億円です。平成25年度（2013年度）の119億円と比較すると特別定額給付金の給付によって補助費等の増加したこともあり、大きく増加しています。

令和2年度（2020年度）の歳出の内訳は、補助費等が60億円で最も多くおよそ3割を占めており、次いで扶助費が28億円、投資的経費が28億円となっています。

歳出の推移をみると、義務的経費のうち人件費は人員削減などの影響により横ばいで推移しているものの、扶助費⁶は国の施策や景気の動向などにより、年々増加傾向にあります。扶助費は、平成25年度（2013年度）には21億円でしたが、令和2年度（2020年度）には28億円で約1.3倍に増加しています。

⁵ 性質別の歳出とは、歳出を経費の性質別に分けたもので、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、公債費、積立金、繰出金などがあります。

⁶ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費のことです。

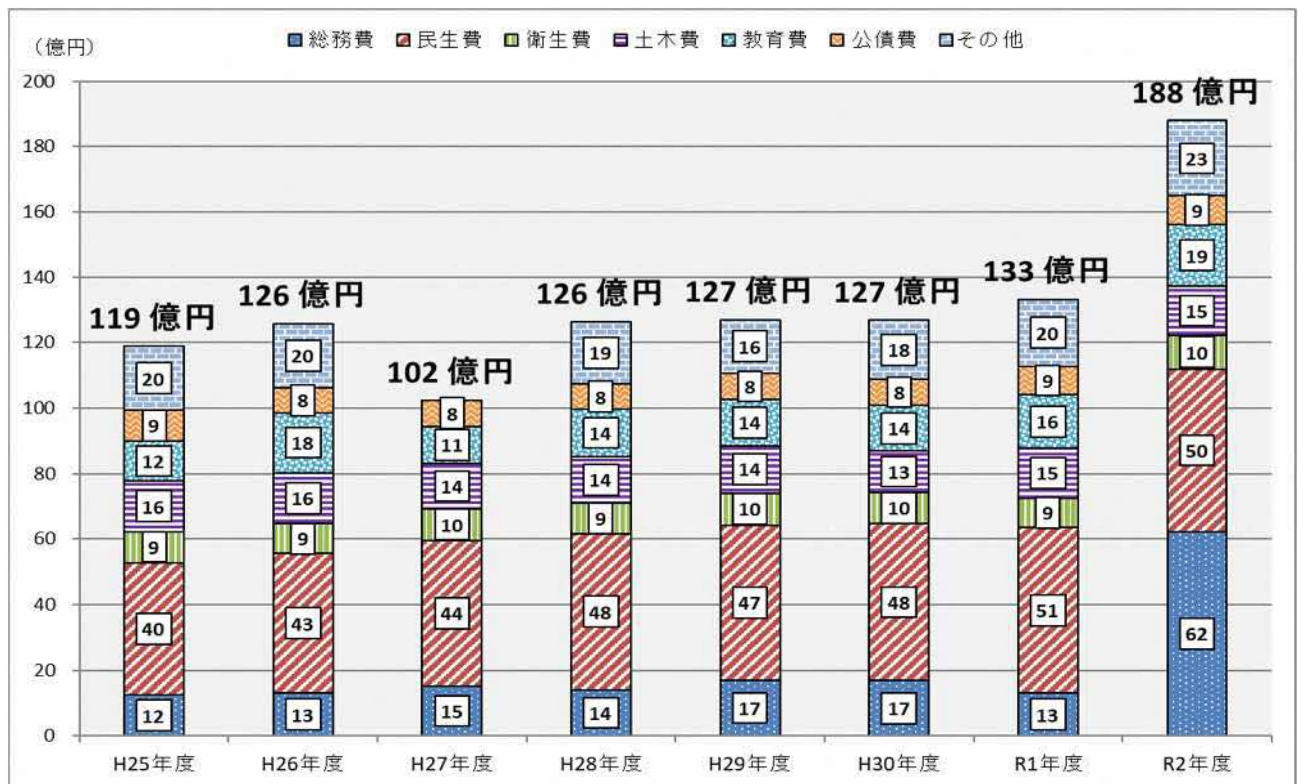


図 1-4-3 普通会計歳出（目的別）の推移

本町の歳出を目的別に見ると、令和2年度（2020年度）に最も大きな割合を占めているのが、特別定額給付金の給付によって補助費等の増加した、総務費⁷で62億円と全体の3割程度を占めています。次いで民生費⁸が50億円、教育費⁹が19億円、土木費¹⁰が15億円となっています。

民生費は、平成25年度（2013年度）には40億円の支出でしたが、令和元年度（2019年度）には51億円と11億円（28%）増加しています。同じ期間の、歳出全体の増加額は14億円ですので、民生費が増加分のおよそ8割を占めていることが分かります。

⁷ 総務費とは、他の目的に分類されない事業に要する経費のことです。

⁸ 民生費とは、障害者や高齢者に対する社会福祉、児童福祉、生活保護などの経費のことです。

⁹ 教育費とは、小・中学校教育、社会教育、市民会館・公民館活動、スポーツ振興などの経費のことです。

¹⁰ 土木費とは、道路の新設・維持管理、市街地・公園整備などの経費のことです。

(3) 積立金残高の状況

財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金を合わせた積立金残高は、平成25年度(2013年度)から平成30年度(2018年度)までは微増していましたが、令和元年度には大きく減少し、令和2年度(2020年度)は、合計約44億円です。内訳は、財政調整基金約11億円、減債基金約5億円、その他特定目的基金約28億円です。

近年、基金は全体的に減少傾向にあります。

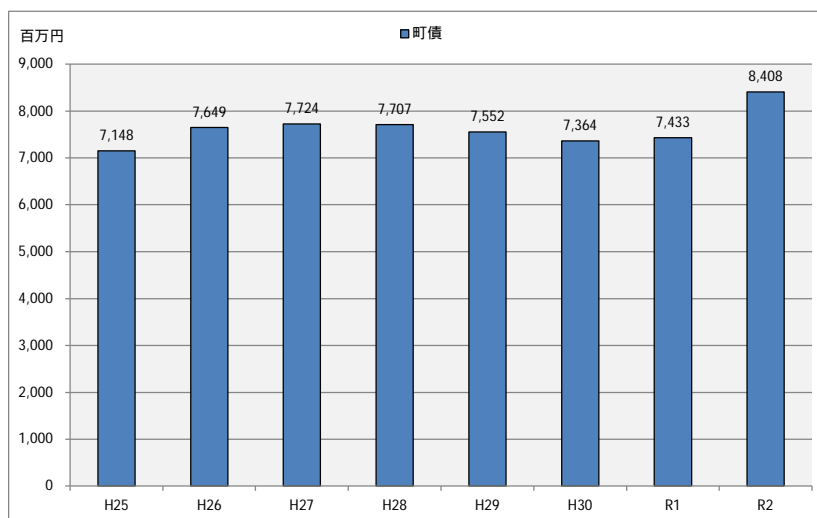


(出所) 市町村別決算状況調

図 1-4-4 積立金残高の推移

(4) 地方債残高の状況

地方債残高は、平成25年度(2013年度)には約73億円となっておりますが、その後増減し、令和2年度(2020年度)の残高は約84億円となっております。



(出所) 市町村別決算状況調

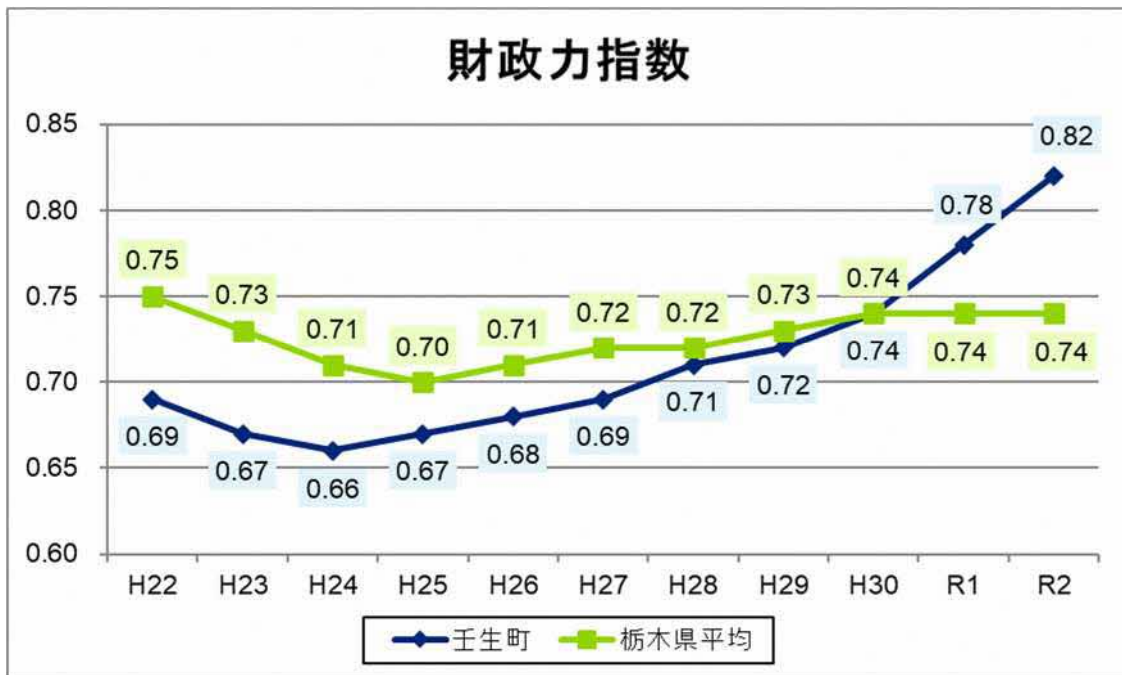
図 1-4-5 地方債残高の推移

5 財政指標

(1) 財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

壬生町は、0.82(令和2年度(2020年度))であり、指標が高い順に順位付けすると、全国で279位/1741団体、栃木県内で7位/25団体となっています。



(出所) 全市町村の主要財政指標

図 1-5-1 財政力指数の状況

(2) 経常収支比率

経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合です。この指標が高いほど、財政が硬直化しているといえます。

壬生町は、87.8%(令和2年度(2020年度))であり、指標が低い順に順位付けすると、全国で548位/1741団体、栃木県内で7位/25団体となっています。



(出所) 全市町村の主要財政指標

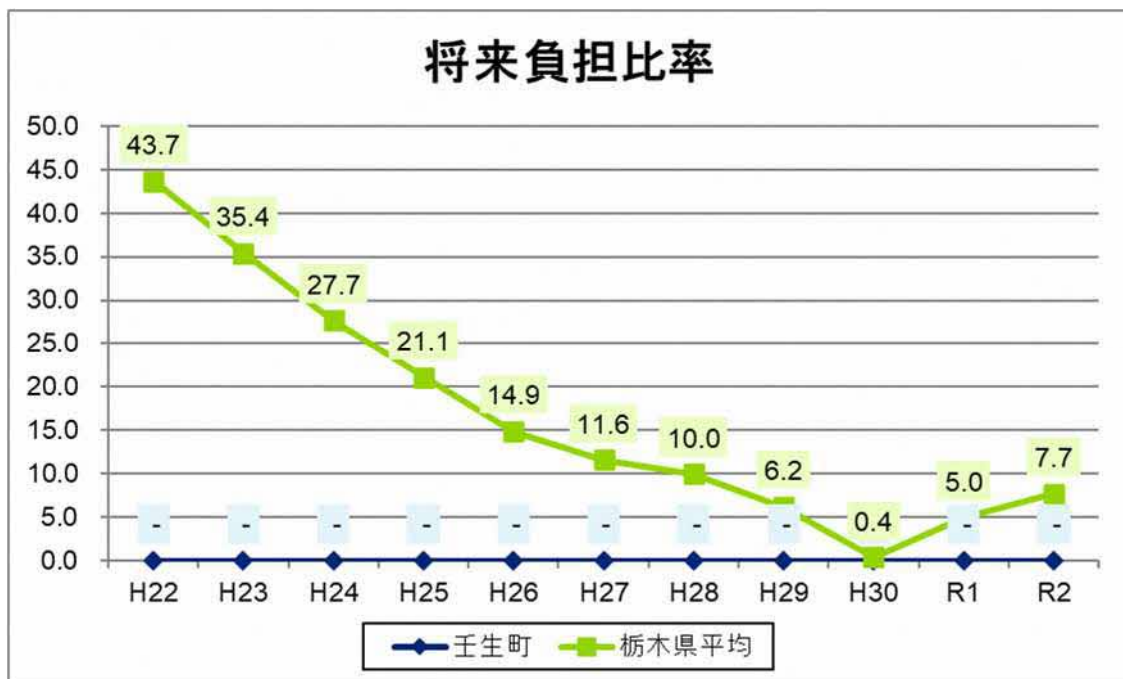
図 1-5-2 経常収支比率の状況

(3) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことであり、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く）は350%とされています。

壬生町は、0%(令和2年度(2020年度))です。



(出所) 全市町村の主要財政指標

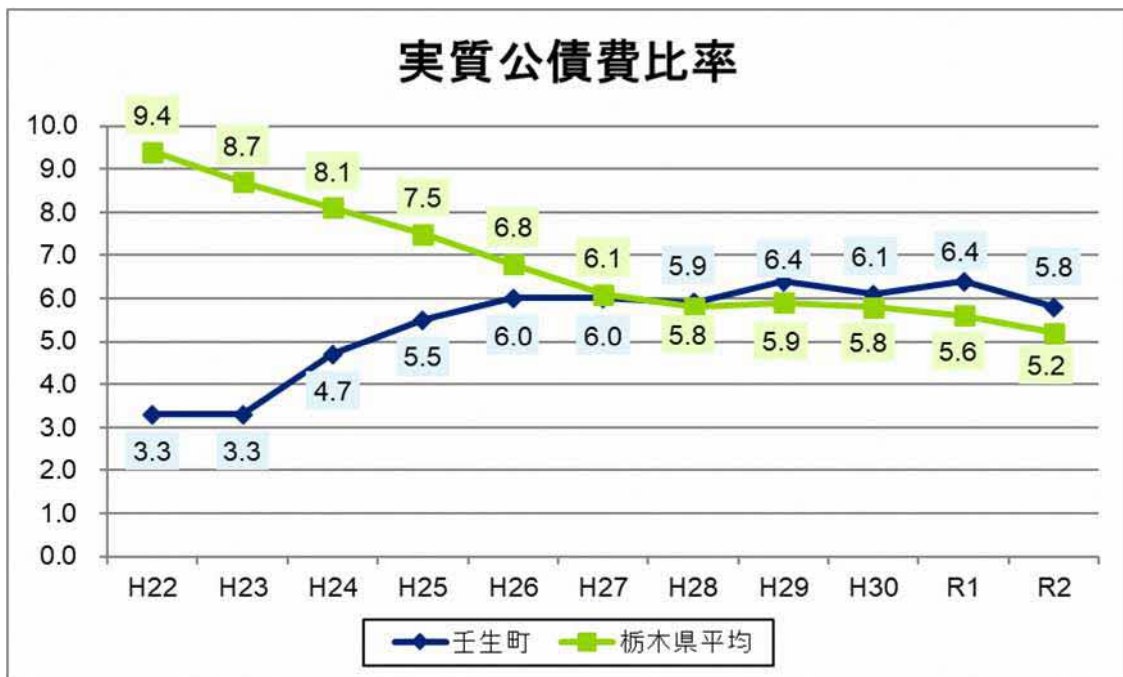
図 1-5-3 将来負担比率の状況

(4) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のことです。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも35%とされています。

壬生町は、5.8%(令和2年度(2020年度))であり、比率が低い順に順位付けすると、全国で574位/1741団体、栃木県内で13位/25団体となっています。



(出所) 全市町村の主要財政指標

図 1-5-4 実質公債費比率の状況

6 公共施設（普通会計）更新等¹¹費用の推計

（1）推計方法

公共施設（普通会計）の更新等費用の推計にあたっては、個別施設計画を策定し、個別施設計画のなかで更新等費用を試算している場合には当該試算結果を集計し、上記以外の場合については、長寿命化を図ることを前提として更新等費用を試算することとします。長寿命化を図る場合の更新等費用の算定方法の概要は下記のとおりです。

基本的な考え方

- ・建物（躯体）については、公共施設の大分類ごとに、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じることにより、更新等費用を試算しています。なお、施設ごとに建替え及び大規模改修の要否を判定し、建替え及び大規模改修が必要とされる場合には上記の通り更新費用を試算します。
- ・建物部位（屋根・外部）及び設備の計画的な修繕や更新により、長寿命化を図ります。

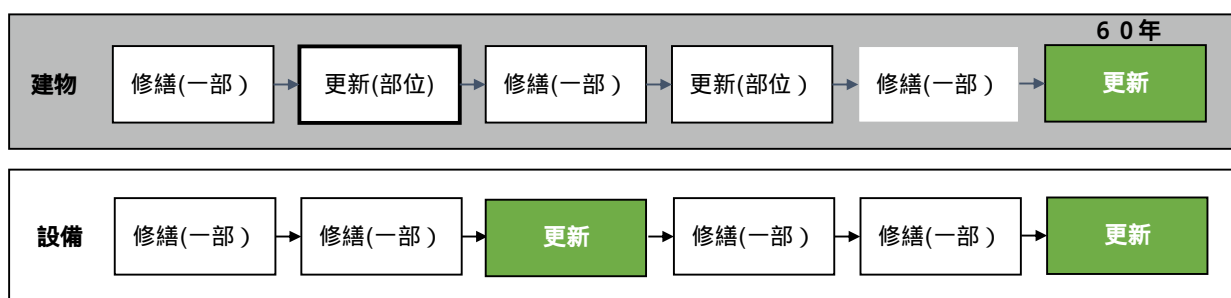


図 1-6-1 公共施設（普通会計）の更新に対する基本的な考え方

- ・建物部位及び設備について、建物（躯体）と同様に延床面積に更新単価を乗じることにより、更新等費用を試算しています。
- ・「壬生町学校施設長寿命化計画」の対象施設については上記の試算方法ではなく、「壬生町学校施設長寿命化計画」において長寿命化の維持管理モデルで算定した費用を更新等費用として試算します。
- ・今後の事業計画で更新等費用の見込みが判明している場合には事業計画の数値を反映しています。

¹¹ 更新等とは、臨時的な投資的経費がかかる建替えおよび大規模改修のことです。

更新周期

・建物（躯体）の更新周期は、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考に、構造別に目標耐用年数を設定します。なお、大規模修繕については建物（躯体）の耐用年数の1/2を更新周期として設定します。

構造	更新（年）	大規模改修（年）
鉄筋コンクリート	60	30
鉄骨鉄筋コンクリート	60	30
鉄骨	60	30
軽量鉄骨	40	-
ブロック	60	30
木造	40	-

・「壬生町公営住宅等長寿命化計画(改定版)」の対象施設については、上記の更新周期ではなく、「壬生町公営住宅等長寿命化計画(改定版)」で設定した計画後モデルの使用年数70年を更新周期として設定します。なお、大規模修繕については建物（躯体）の耐用年数の1/2を更新周期として設定します。

・建物部位及び設備の更新周期は、以下の「建築物のライフサイクルコスト（平成17年版国土交通省）」の周期を参考に下記の通り設定します。

区分	更新（年）
屋根	20
外部	15
受変電	25
空調	15
給排水衛生	15
消火	30
昇降機	40

更新単価

・ 建替え単価及び大規模改修単価は公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の施設類型ごとの標準的な更新単価、及び大規模修繕単価（標準的な更新単価の6割）を参考に下記の通り設定します。

大分類名	大規模改修単価	建替え単価
町民文化系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
社会教育系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
レクリエーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
産業系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
保健・福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
公営住宅等	17 万円/m ²	28 万円/m ²
公園	17 万円/m ²	33 万円/m ²
その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²

・ 建物部位及び設備の更新単価は、以下の「建築物のライフサイクルコスト（平成 17 年版国土交通省）」の「表 3-2-48 建築の修繕コスト（概算/学校_Case 3）」及び「表 3-2-49 電気設備の修繕コスト」の平均値に物価変動等を考慮して、建設工事費デフレータを用いて平成 17 年度（2005 年度）を令和 2 年度（2020 年度）に換算し、下記の通り設定します。

区分	更新単価
屋根	5,551 円/m ²
外部	6,516 円/m ²
受変電	1,601 円/m ²
空調	788 円/m ²
給排水衛生	5,464 円/m ²
消火	2,608 円/m ²
昇降機	13,500,000 円/基

(2) 推計結果

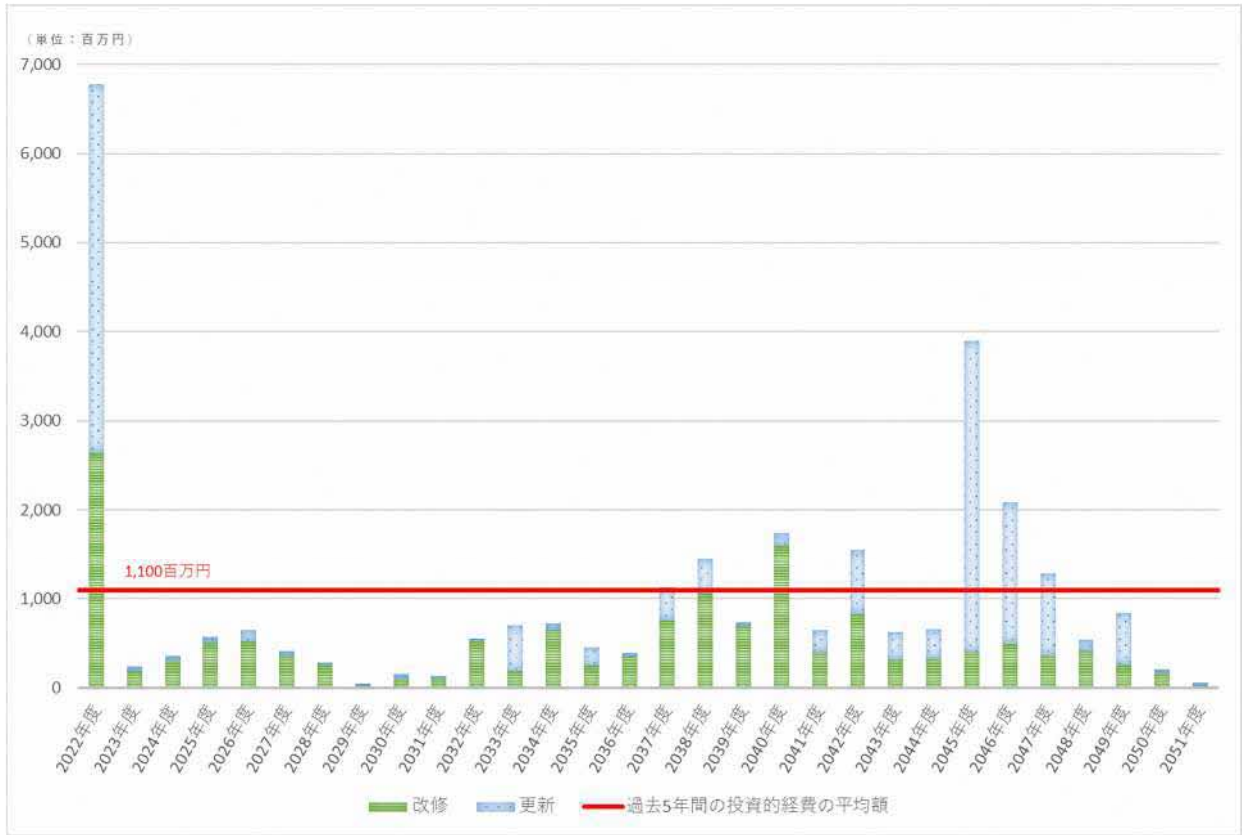


図 1-6-2 公共施設（普通会計）の更新等費用試算

現在本町が保有する普通会計の建築物を、長寿命化の方針に従って更新すると仮定した場合、令和4年度（2022年度）から30年間の更新等費用の総額は300.1億円で、試算期間における平均費用は年間10億円となります。特に更新等に多くの費用が発生するのは、新庁舎が建設される令和4年度（2022年度）、壬生中央公民館などの更新年度を迎える令和27年度（2045年度）となっています。

過去5年間（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））の建築物にかけてきた投資的経費は、年平均11億円ですので、直近の投資的経費と同程度の更新等費用が必要になります。

改訂前の総合管理計画では、40年間の更新等費用は、総額586.2億円と推計され、年間14.7億円でしたが、長寿命化の方針に従いコストの縮減を図ったことで将来の更新等費用を削減しています。

7 インフラ（普通会計）更新等費用の推計

（1）推計方法

道路

- ・道路については、整備面積を更新年数で除した面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新等費用を試算しています。
- ・一般道路、自転車歩行車道の総面積に対し更新費用を試算しています。

分類	更新年数	更新単価
一般道路	15年	4,700 円/m ²
自転車歩行車道	15年	2,700 円/m ²

橋梁

- ・橋梁については、令和4年度（2022年度）～令和10年度（2028年度）は、「壬生町橋梁長寿命化修繕計画」における「10箇年の補修時期及び定期点検の策定方針」に記載されている補修・架替事業費を集計して更新等費用を試算しています。上記以降の期間については、「壬生町橋梁長寿命化修繕計画」における予防保全型補修で算定した費用を集計して更新等費用を試算しています。

その他

- ・建築物、道路及び橋梁以外のその他の資産については、過去5年間（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））の投資的経費が継続して発生するものとして試算しています。

(2) 推計結果

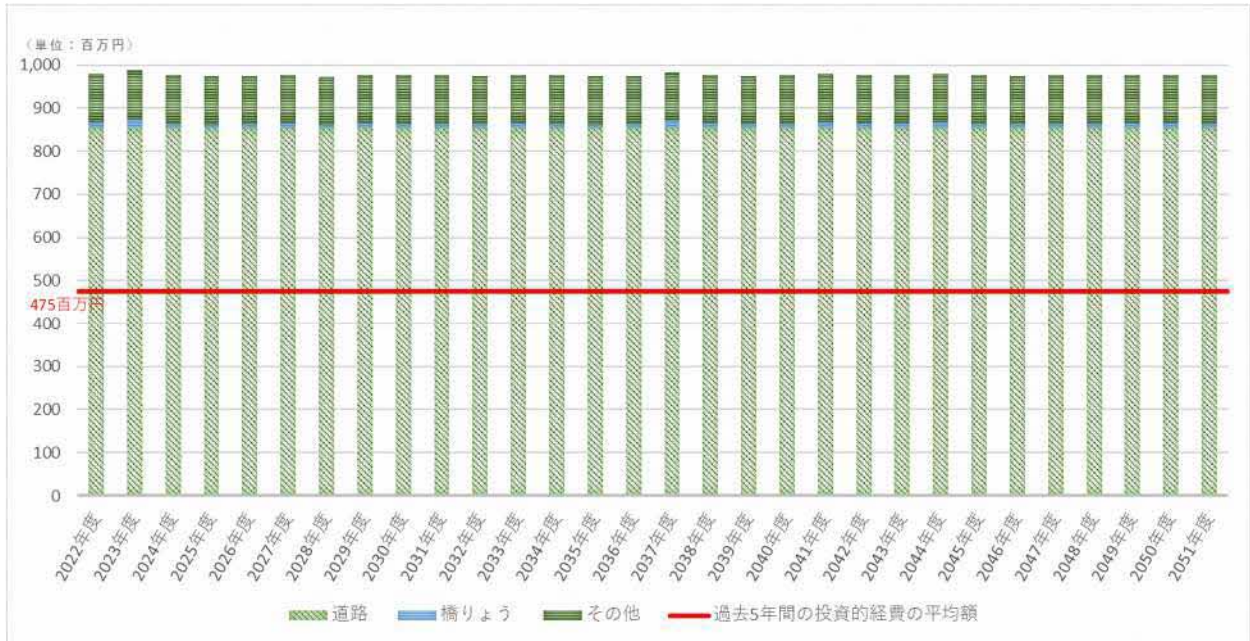


図 1-7-1 インフラ（普通会計）の更新等費用試算

現在本町が保有する普通会計のインフラを、個別施設計画に従って更新すると仮定した場合、令和4年度（2022年度）から30年間の更新費用の総額は293億円で、試算期間における平均費用は年間9.8億円となります。過去5年間（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））のインフラにかけてきた投資的経費は、年平均4.8億円ですので、直近の投資的経費の約2倍の更新費用が必要になります。

直近のインフラにかけてきた金額と、これからかかる更新費用を比べた場合、令和4年度（2022年度）から30年間でこれまで以上の支出が必要となるため、今後は、財源を確保しながら老朽化対策を講じていく必要があります。

8 効果額の算定（普通会計）

（１）算定方法

普通会計の公共施設等（インフラを含む）の効果額を算定するにあたっては、公共施設等を単純更新する場合の更新等費用を算定し、6及び7で算定した更新等費用との差額から算定します。公共施設及びインフラの単純更新する場合の算定方法は下記のとおりです。

公共施設

- ・公共施設の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。なお、全ての施設で更新及び大規模改修を実施することとします。
- ・更新単価については、6で設定した大分類別の更新単価を使用します。
- ・更新周期については、建築から耐用年数（60年）の1/2の期間経過後に大規模改修（30年）耐用年数到来後に建て替えを行うものとし、
- ・建物部位及び設備については更新を見込まないものとし、
- ・「壬生町学校施設長寿命化計画」の対象施設については上記の試算方法ではなく、「壬生町学校施設長寿命化計画」において改築中心の維持管理モデルで算定した費用を更新等費用として試算します。

道路

- ・道路は、単純更新の場合も7と同じ方法で推計するものとし、効果額は発生しないものとし、

橋梁

- ・橋梁については、「壬生町橋梁長寿命化修繕計画」において事後保全型補修で算定した費用を集計して更新等費用を試算しています。

その他

- ・建築物、道路及び橋梁以外のその他の資産については、7と同じ方法で推計するものとし、効果額は発生しないものとし、

維持管理費

- ・維持管理費は、過去5年間（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））における決算統計の維持補修費の平均値が継続して発生するものとして算定します。なお、個別施設計画の場合も、単純更新した場合と同額が発生するものとして算定します。

(2) 推計結果

計画改訂後 10 年間については、長寿命化により耐用年数を延ばすことで、約 131 億円 (39%) のコスト削減が期待されています。なお、計画改訂後 30 年間での更新等費用の見込は図表 1-8-2 のとおりです。

(単位：億円)

	単純更新する場合	個別施設計画	効果額
建築物	232.84	100.79	132.04
インフラ施設	100.55	101.31	0.76
合計	333.39	202.11	131.28



図 1-8-1 普通会計の今後 10 年間の効果額

(単位：億円)

	単純更新する場合	個別施設計画	効果額
建築物	419.08	312.48	106.60
インフラ施設	308.27	303.84	4.43
合計	727.35	616.32	111.03



図 1-8-2 普通会計の今後 30 年間の効果額

9 インフラ（公営事業会計）の更新費用の推計

（１）算定方法

インフラ（公営事業会計）の更新費用の算定にあたっては、水道事業及び下水道事業を対象として算定します。それぞれ算定方法は下記のとおりです。

水道事業

・水道事業については、「壬生町水道ビジョン」の実績耐用年数による更新費用の予測に基づき算定しています。

下水道事業

・下水道事業のうち公共下水道事業については、「壬生町公共下水道事業経営戦略」の投資・財政計画で算定した結果に基づき推計します。なお、投資・財政計画の対象期間以降（令和 13 年度（2031 年度）以降）の期間については、投資財政計画の最終 3 年度の平均値が継続するものとして算定しています。

・下水道事業のうち農業集落排水事業については、「壬生町農業集落排水事業経営戦略」の投資・財政計画で算定した結果に基づき推計します。なお、投資・財政計画の対象期間以降（令和 13 年度（2031 年度）以降）の期間については、投資財政計画の最終 3 年度の平均値が継続するものとして算定しています。

(2) 推計結果

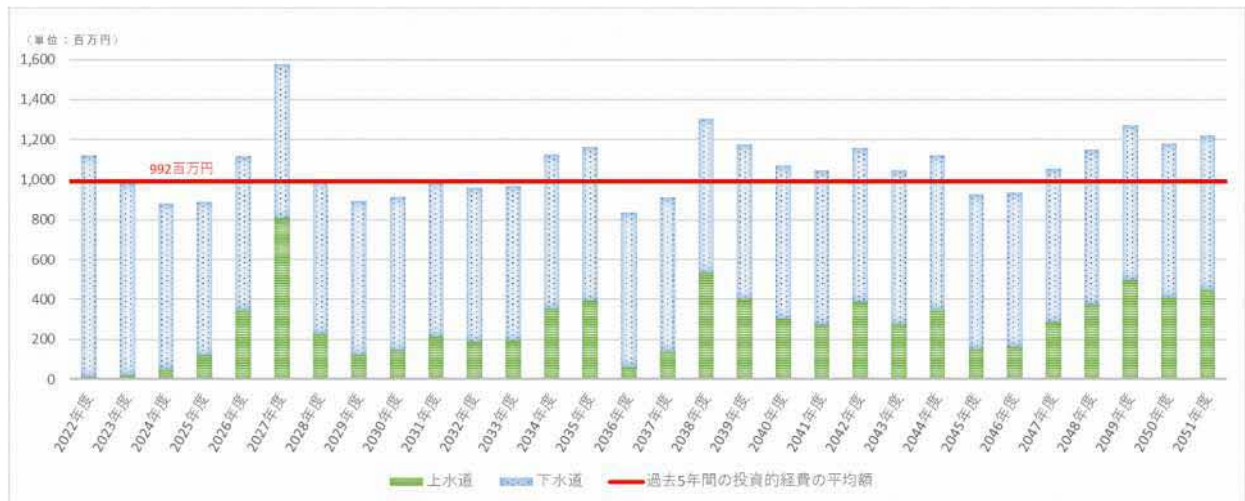


図 1-9-1 インフラ（公営事業会計）の更新等費用試算

現在本町が保有する公営事業会計のインフラを、個別施設計画に従って更新すると仮定した場合、令和4年度（2022年度）から30年間の更新等費用の総額は320.2億円で、試算期間における平均費用は年間10.7億円となります。過去5年間（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））のインフラにかけてきた建設改良費は、年平均9.9億円ですので、直近の投資的経費と同程度の更新等費用が必要になります。

10 効果額の算定（公営事業会計）

（1）算定方法

公営事業会計のインフラの効果額を算定するにあたっては、インフラを単純更新する場合の更新等費用を算定し、9で算定した更新等費用との差額から算定します。インフラを単純更新する場合の算定方法は下記のとおりです。

水道事業

- ・水道事業については、「壬生町水道ビジョン」の法定耐用年数による更新費用の予測に基づき算定しています。
- ・維持管理費については、個別施設計画の場合は、「壬生町水道ビジョン」の実績耐用年数による更新費用の予測に基づく修繕費を集計し、単純更新の場合は、同ビジョンの法定耐用年数による更新費用の予測に基づく修繕費を集計します。

下水道事業

- ・下水道事業については、単純更新の場合も9と同じ方法で推計するものとし、効果額は発生しないものとしめます。
- ・維持管理費については、公共下水道事業については、「壬生町公共下水道事業経営戦略」の投資・財政計画の修繕費を集計し、農業集落排水事業については、「壬生町農業集落排水事業経営戦略」の投資・財政計画の修繕費を集計します。なお、両事業ともに投資・財政計画の対象期間以降（令和13年度（2031年度）以降）の期間については、投資財政計画の最終3年度の平均値が継続するものとして算定しています。

(2) 推計結果

長寿命化を行う場合は既存施設の耐用年数を延ばすことが可能となるため、計画改訂後 10 年間で約 15 億円 (11%) のコスト削減が期待できます。なお、計画改訂後 30 年間の更新費用の見込は図 1-10-2 のとおりです。

(単位 : 億円)

普通会計	単純更新する場合	個別施設計画	効果額
建築物	-	-	-
インフラ施設	138.16	123.17	14.99
合計	138.16	123.17	14.99



図 1-10-1 公営事業会計の今後 10 年間の効果額

(単位 : 億円)

	単純更新する場合	個別施設計画	効果額
建築物	-	-	-
インフラ施設	403.45	378.98	24.47
合計	403.45	378.98	24.47



図 1-10-2 公営事業会計の今後 30 年間の効果額

1 1 公共施設等（普通会計 + 公営事業会計）の更新費用の推計と課題

普通会計および公営事業会計全体の計画改訂後 10 年間（令和 4 年度（2022 年度）～令和 13 年度（2031 年度））の個別施設計画の実施による効果額は、全体で約 146.28 億円です。この中で、普通会計の効果額は約 131.28 億円、公営事業会計の効果額は約 14.99 億円です。また、更新費用に対する財源の見込や現在要している経費は表 1-11-1 のとおりです。

普通会計の維持管理・修繕、改修、更新等の 1 年あたりの金額は約 20.21 億円となります。これは、現在要している経費 16.53 億円と比較すると 3.68 億円の財源が不足することを示しています。

表 1-11-1 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：億円）

		維持管理・修繕 ()	改修 ()	更新等 ()	合計 () (+ +)
普通 会計	建築物 (a)	4.12	50.51	46.16	100.79
	インフラ施設 (b)	3.61	0.91	96.79	101.31
	計 (a+b)	7.73	51.42	142.95	202.11
公営事業 会計	建築物 (c)	-	-	-	-
	インフラ施設 (d)	19.41	-	103.76	123.17
	計 (c+d)	19.41	-	103.76	123.17
建築物計 (a+c)		4.12	50.51	46.16	100.79
インフラ施設計 (b+d)		23.02	0.91	200.55	224.48
合計 (a+b+c+d)		27.14	51.42	246.71	325.28
		財源見込 (1)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 ()	長寿命化対策等の 効果額 (-)	現在要している経費 (過去 5 年平均) (2)
普通 会計	建築物 (a)	国県等補助金:35.50	232.84	132.04	11.41
	インフラ施設 (b)	地方債:48.06	100.55	0.76	5.11
	計 (a+b)	その他:118.55	333.39	131.28	16.53
公営事業 会計	建築物 (c)	企業債:32.48	-	-	-
	インフラ施設 (d)	工事負担金:1.02	138.16	14.99	9.99
	計 (c+d)	その他:89.67	138.16	14.99	9.99
建築物計 (a+c)			232.84	132.04	11.41
インフラ施設計 (b+d)			238.71	14.23	15.11
合計 (a+b+c+d)			471.55	146.28	26.52

1 普通会計については、過去 5 年間（平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度））の普通建設事業費における財源の構成割合が継続するものとして算定しています。公営事業会計のうち、水道事業については、「壬生町水道ビジョン」、下水道事業については、「壬生町公共下水道事業経営戦略」及び「壬生町農業集落排水事業経営戦略」に基づき算定しています。

2 普通会計については、決算統計上の維持補修費及び普通建設事業費（単独事業費＋補助事業費）の過去5年間（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））における平均値を合算して算定しています。公営事業会計については、修繕費及び建設改良費の合計の過去5年間（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））における平均値により算定しています。なお、建設改良費から人件費は除外しています。

普通会計および公営事業会計全体の計画改訂後 30 年間（令和 4 年度（2022 年度）～令和 33 年度（2051 年度）まで）の個別施設計画の実施による効果額は、全体で約 135.50 億円です。この中で、普通会計の効果額は約 111.03 億円、公営事業会計の効果額は約 24.47 億円です。また、更新費用に対する財源の見込や現在要している経費は表 1-11-2 のとおりです。

普通会計の維持管理・修繕、改修、更新等の 1 年あたりの金額は約 20.54 億円となります。これは、現在要している経費 16.53 億円と比較すると 4.01 億円の財源が不足することを示しています。そのため、今後は、いかに財源を確保しながら公共施設等の長寿命化を図っていくかが課題となります。

表 1-11-2 今後 30 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：億円）

		維持管理・修繕 ()	改修 ()	更新等 ()	合計 () (+ +)
普通 会計	建築物 (a)	12.35	151.97	148.16	312.48
	インフラ施設 (b)	10.84	2.87	290.13	303.84
	計 (a+b)	23.19	154.84	438.29	616.32
公営事業 会計	建築物 (c)	-	-	-	-
	インフラ施設 (d)	58.83	-	320.16	378.98
	計 (c+d)	58.83	-	320.16	378.98
建築物計 (a+c)		12.35	151.97	148.16	312.48
インフラ施設計 (b+d)		69.67	2.87	610.28	682.82
合計 (a+b+c+d)		82.02	154.84	758.45	995.30
		耐用年数経過時に 単純更新した場合 ()	長寿命化対策等の 効果額 (-)	現在要している経費 (過去 5 年平均)	
普通 会計	建築物 (a)	419.08	106.60	11.41	
	インフラ施設 (b)	308.27	4.43	5.11	
	計 (a+b)	727.35	111.03	16.53	
公営事業 会計	建築物 (c)	-	-	-	
	インフラ施設 (d)	403.45	24.47	9.99	
	計 (c+d)	403.45	24.47	9.99	
建築物計 (a+c)		419.08	106.60	11.41	
インフラ施設計 (b+d)		711.72	28.90	15.11	
合計 (a+b+c+d)		1,130.80	135.50	26.52	

1 2 歳入・歳出全体ベースでの財政推計

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込みなどを検討するにあたり、第1章4～5において過去の財政状況を検討してきました。また、同6～11において公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを検討してきました。

本町では、これらの経費に充当可能な財源の見込みを検討するためには、公共施設等の更新等費用だけではなく、税収の減少などを含めた全町的な観点から財政状況を検討することが重要だと考え、以下のような主な前提を置き、歳入・歳出全体ベースでの財政推計を行いました。

なお、この推計は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本町の財政運営をこの推計どおりに行っていくことを示すものではありません。

(1) 前提条件

全般

- ・ 財政推計は、令和4年度(2022年度)から令和33年度(2051年度)までの30年間分の歳入と歳出の各項目の推計値を積み上げて算出します。
- ・ 過去5年間(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))の決算統計の実績や将来人口推計、名目経済成長率等をもとに将来見込まれる歳入と歳出の金額を推計します。
- ・ 本財政推計は、今後の公共施設等の更新時期や対象施設の見直し、人口推移の変化などにより、財政推計結果が異なることが考えられます。

歳入

- ・ 地方税：市町村民税(個人均等割)及び市町村民税(個人所得割)は直近の年度の実績から生産年齢人口に比例して推移することを前提とします。また、市町村民税(法人税割)は直近の年度の実績から名目経済成長率に比例して推移することを前提とします。上記以外については、直近の年度の実績値が継続することを前提とします。
- ・ 地方交付税：直近の年度の実績値が継続することを前提とします。
- ・ その他一般財源：直近の年度の実績値が継続することを前提とします。
- ・ 国庫支出金及び都道府県支出金：普通建設事業費に係るものは投資的経費に過去5年間(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))の投資的経費に対する国庫支出金及び都道府県支出金の割合を乗じて算定します。扶助費に係るものは扶助費に過去5年間(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))の扶助費に対する国庫支出金及び都道府県支出金の割合を乗じて算定します。その他は令和2年度(2020年度)は特別定額給付金給付事業により一時的に金額が増加しているため、令和元年度(2019年度)の実績値が継続することを前提とします。
- ・ その他特定財源：財産売払収入及び貸付金元金収入は過去5年間(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))の平均値が継続することを前提とし、その他は直近の年度の実績値が

継続することを前提とします。

歳出

- ・ 人件費：直近の年度の実績値が継続することを前提とします。
- ・ 物件費：直近の年度の実績から内閣府「中長期の経済財政に関する試算」における物価上昇率（GDP デフレーター）に比例して推移することを前提とします。
- ・ 扶助費：社会福祉費は直近の年度の実績から総人口に比例して推移することを前提とします。老人福祉費は直近の年度の実績から高齢者人口に比例して推移することを前提とします。児童福祉費は直近の年度の実績から年少人口に比例して推移することを前提とします。その他は直近の年度の実績値が継続することを前提とします。
- ・ 公債費：令和 2 年度（2020 年度）末時点の発行済地方債における各年度の償還予定額と、令和 3 年度（2021 年度）以降の新規起債分の償還を見込んでいます。新規起債分については、過去 5 年間（平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度））の償還率を乗じて算定します。
- ・ 維持補修費：過去 5 年間（平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度））の平均値が継続することを前提とします。
- ・ 補助費等：公営企業等への負担金・補助金は直近の年度の実績値が継続することを前提とします。その他は令和 2 年度（2020 年度）は特別定額給付金給付事業により一時的に金額が増加しているため、令和元年度（2019 年度）の実績値が継続することを前提とします。
- ・ 繰出金：直近の年度の実績値が継続することを前提とします。
- ・ 投資的経費：投資的経費のうち補助金や負担金以外については、「11. 公共施設等（普通会計＋公営事業会計）の更新費用の推計と課題」で算定した普通会計の更新費用が発生することを前提とします。投資的経費のうち補助金や負担金については、過去 5 年間（2016 年度～2020 年度）の平均値が継続することを前提とします。
- ・ その他：過去 5 年間（平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度））の平均値が継続することを前提とします。

(2) 財政推計結果

単位：億円

	項目	10年間の合計	30年間の合計
歳入	地方税	592	1,828
	地方交付税	122	365
	その他一般財源	114	340
	国庫支出金	179	518
	都道府県支出金	110	321
	その他特定財源	73	218
	地方債	171	467
	歳入合計	1,361	4,057
歳出	人件費	198	595
	扶助費	270	764
	公債費	201	513
	物件費	243	843
	維持補修費	8	22
	補助費等	155	464
	繰出金	134	403
	投資的経費	238	723
	その他	15	44
	歳出合計	1,462	4,371
財源不足額（マイナスが不足額）		△101	△314

図 1-12-1 財政推計結果

試算の結果、本町が保有する普通会計の公共施設およびインフラ（道路、橋梁等）について個別計画に基づく30年間（令和4年度（2022年度）から令和33年度（2051年度））の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費が発生する場合、財源不足額は、当初10年間は101億円、令和33年度（2051年度）までの30年間で314億円と推計されます。

この財源不足額はあくまでも、試算された理想的な施設関連投資の水準であり、こうした投資をすることができない場合は、確実に老朽化が進行し、施設に関するコストの将来負担を先送りにするとともに、老朽化が進んだ施設を次の世代に引継ぐことになります。

財源の不足に対しては、これまでの財政運営においても、行財政改革の推進の結果、職員数を削減するなど対応を図ってきました。しかしながら、一定の行政水準を確保していくためには限界があり、公共施設等の老朽化に対応する財源不足を一般財源で賄うことは、前述した本町の財政事情も含め、非常に厳しい状況にあります。今後は、公共施設の総量削減や縮小、更には適正な再配置などの検討に踏み込まなければ、持続可能な行財政運営が行えない段階に入っています。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

人口減少、人口構成の変化による住民ニーズの変化への対応が課題

本町の人口は、昭和60年（1985年）から増加傾向にありましたが、近年は横ばいの状況が続いており、長期的には減少していくことが想定されています。また、平成12年（2000年）には、高齢者人口割合が年少人口割合を上回っており、少子高齢化も進行すると想定されています。加えて、令和22年（2040年）以降は、高齢者の数も減少局面に入ると想定されています。

このように人口減少や人口構成が変化する状況下において、本町の公共施設に求められる機能やその量についても変化が生じていると想定されます。

現状の施設の機能と利用量及び将来の利用見通しなどを勘案し、いかにニーズに合った公共施設を提供していくかが課題となります。

財政的、人的制約下での公共施設の安全性の維持が課題

財政的にすべての公共施設等を更新等することが困難な中で、いかに更新等を行うかが課題

現在の本町の公共施設への投資額と今後30年間で同規模の公共施設を維持するため更新等に必要額とを比較すると、30年間で毎年10.5億円が不足すると試算されました。

このような状況の中、いかに効率的で的確な更新等を行っていくのが課題となります。

人的制約下及び財政的制約下において、公共施設をいかに効率的に維持管理するかが課題

公共施設等を健全に維持していくためには、公共施設等の状況を把握し適切な対応を行っていくことが重要となります。しかし、建築の専門的な知見を有する職員は限られているため、点検や修繕を適切に行うことが現状では困難な状況にあります。そのため、早期に対応しておけば軽微な修繕で済んだはずの不具合に対し、対応が遅れたため大規模な修繕をしなければならなくなるような事象も発生しています。

このような人的制約下及び財政的制約下において、公共施設の状況をいかに的確に把握し、効率的な維持管理を行っていくかが課題となります。

財政的制約下において、耐震化、劣化・老朽化に対する機能回復をいかに行うかが課題

本町には、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき規定されている耐震化されていない、若しくは耐震化不明の施設は、移転が決定している本庁舎を含め3施設（延床面積6,213㎡）存在します。このような施設は、地震時に利用者に危険を及ぼす可能性があります。すべての施設の耐震性を調査し耐震化を迅速に図ることは、財政的にも困難な状況にあります。

加えて、施設の劣化や老朽化などが懸念される施設などに対し、現状では、すべてに対し迅速に大規模改修など機能回復を図ることが困難な状況にあります。

このような財政的制約下において、いかに耐震性や劣化・老朽化対策を図り、利用者の安全性を確保していくかが課題となります。

2 基本方針

前項で整理した課題に対し、本計画において公共施設などの総合的かつ計画的な管理の基本方針を定めます。

本計画では、真に必要な公共施設を継続的に維持し行政サービスを町民に提供できるよう、施設の効率化を推進していきます。

本町における公共施設維持費を圧縮・削減するため、各施設へのお客様ニーズなどを考慮し、複合化、集約化や統廃合・廃止を検討します。また、近隣自治体との広域連携についても同様に検討します。

3 公共施設等の管理に関する基本的な方針

(1) 本町の課題と基本的な方針の関係

前項で抽出した課題に対し、本町の今後の公共施設等の維持管理の実施方針を定めます。

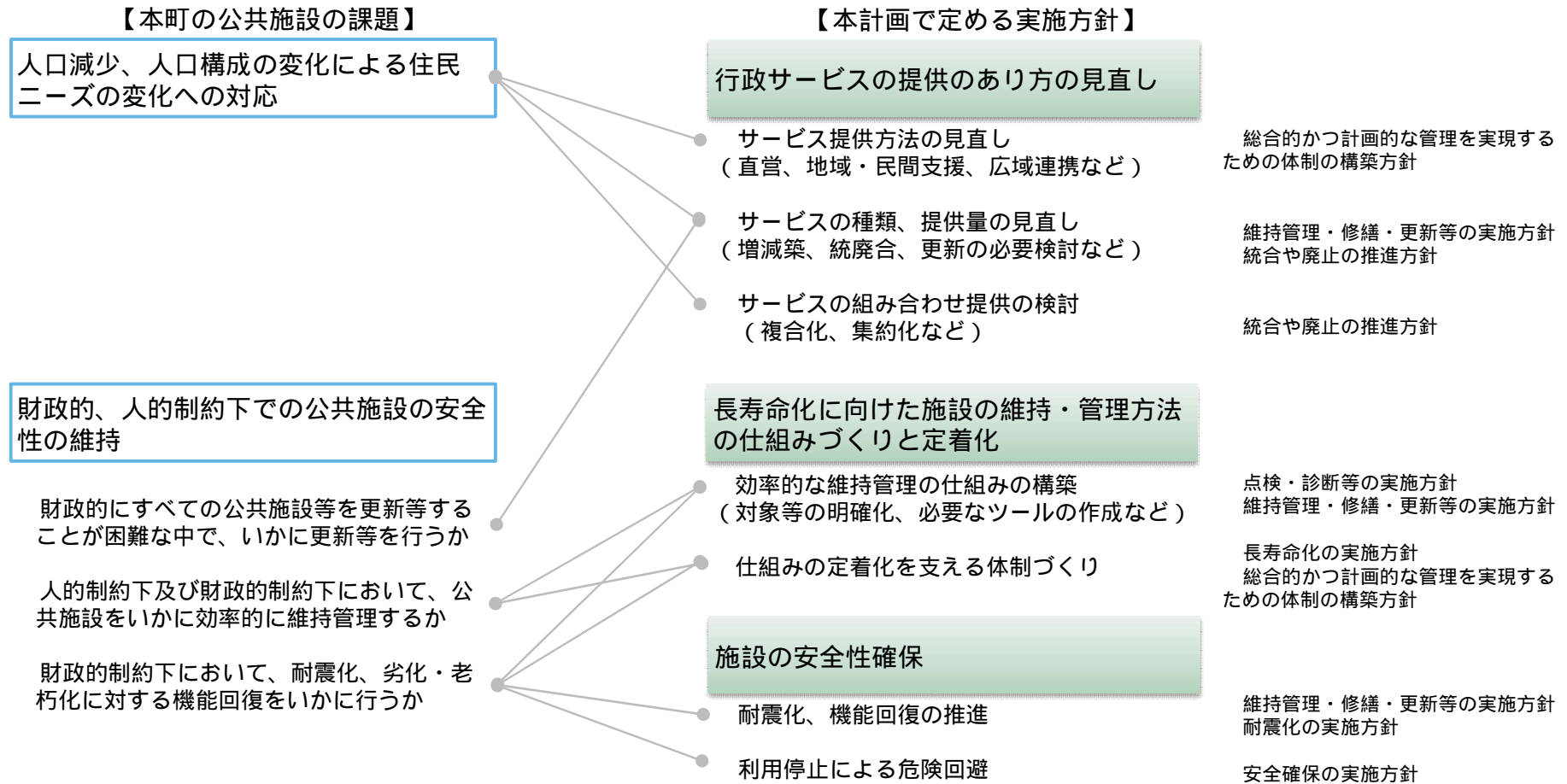


図 2-3-1 本町の課題と基本的な方針の関係

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針

職員が修繕箇所を早期に発見できる仕組みを構築します。
施設の持つ機能や規模の観点から重要だと考えられる施設については、定期的な建物調査を実施するなど施設の状態把握を検討します。
耐震性が把握できていない建物は、耐震診断を実施していきます。

公共施設の長寿命化を図る第一歩として、劣化の進行を可能な限り防ぐ必要があります。そのため、法定点検以外にも職員や指定管理者が日常点検し、修繕箇所を早期に発見できる仕組みを構築します。

具体的には、まず、この仕組みを適用する対象施設や部位ごとの点検実施回数を明確化します。そして、この対象施設に関して、職員や指定管理者が施設の不具合の兆候発見を支援する手引書及びチェックリストの作成及び研修の開催などによる周知、中長期修繕計画の策定による部材の更新時期の目安の提示、点検結果の効率的な共有の仕組みの構築などを行います。

また、施設の状況把握は視覚的に把握できる情報以外にも建物内部の情報も必要になります。一方で、この情報把握には専門的な調査技術が必要なため、容易に実施できるわけではありません。そのため、本町では、建物が持つ機能、規模、老朽化度の進行度合いなどを踏まえ、調査の必要性が高い施設について定期的な建物調査の実施を検討します。

併せて、昭和 56 年度（1981 年度）以前に設計された建物のうち、その耐震性が把握できていない建物については、耐震診断を実施していきます。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

屋根や外壁、外部建具などは、不具合の兆候の発見や中長期修繕計画で示す修繕時期の目安を踏まえ修繕を行っていきます。

更新に際しては、施設の持つ機能や利用状況などを踏まえてその必要性や更新後の規模などを吟味します。

修繕及び更新に際しては、維持管理のトータルコスト削減に向け、予防的修繕に取り組むほか脱炭素化の取組を合わせて推進します。

これまで本町では、基本的に建物や設備が劣化・機能停止などが起こった場合に適宜修繕を行ってきました。しかし、この場合部位によっては建物や設備の劣化が進み、かえって維持管理コストがかかってしまう場合もあります。

そのため、今後は前項で明確化した施設において、屋根や外壁、外部建具などは劣化が進行しそうな兆候や中長期修繕計画で定めた修繕時期を目安に、予防的に修繕を行っていきます。

ただし、修繕の必要性の判断を行うには専門的な知見を要します。そのため、建築事務所など専門家などの支援も受けつつ、順次対応していけるような仕組みや体制を構築します。

施設の更新については、複数の施設を一度に更新することは財政的にも困難であると考えられます。そのため、当該施設の更新の必要性（他施設による代替は可能か）、規模の適正さ（二層に対し過剰又は過少ではないか）といった観点から、適切な更新について検討します。

また、修繕・更新に当たっては、単に既存施設を修繕・更新するだけでなく、太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの活用、建築物におけるZEB¹²の実現、省エネルギー改修及びLED照明の導入などの脱炭素化の取組を合わせて推進します。

安全確保の実施方針

点検・診断の結果安全性に問題がある施設については、大規模修繕など必要な措置を早期にとるよう努めます。

必要と考えられる措置をとることが困難な場合は、利用者の安全を考慮し、施設の利用停止なども検討します。

点検・診断の結果、施設の安全性に問題がある場合、早期に大規模改修などの必要な措置をとることに努めます。しかし、短期に多くの施設で修繕が重なる場合は、利用状況や施設の機能の代替性などを勘案し、優先度をつけて対応していくこととします。

整備の優先度が低いいため、利用者が存在するものの、施設の安全性を相当の期間にわたり担保できない施設については、利用者の安全性を勘案し、利用停止も検討します。

¹² ZEB (Net Zero Energy Building): 一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

耐震化の実施方針

耐震化できていない施設のうち、今後も利用し続ける予定の施設については、耐震化を図ります。

早期に耐震化を図ることが難しい場合、利用者の状況も勘案しつつ、危険回避のための措置を検討します。

耐震化できていない施設については、基本的には利用者の安全性確保のため、耐震化を推進していくこととします。ただし、早期に耐震化を図ることが難しい場合は、利用者の状況も勘案しつつ、場合によっては利用停止など危険回避のための措置を検討します。

長寿命化の実施方針

主要な施設に対し、中長期修繕計画の策定、日常点検の実施、予防保全の仕組みを導入するなどの取組の定着化を図ります。

公共施設の長寿命化を図っていくためには、屋上や外壁など主要な公共施設の外部建築の部位の劣化を防ぐことが重要です。本町で、これを実施していくには、、で掲げる点検や修繕、維持管理について定型化した仕組みを構築し、定着させていくことが必要となります。

そのため、まず主要な施設についてこの仕組みを導入し徐々に定着させていくこととします。

また、単に施設の長寿命化を図るだけでなく、照明のLED化や省エネルギー設備の導入など脱炭素化の取組を合わせて推進します。

ユニバーサルデザイン化の実施方針

公共施設等の改修、更新については、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の改修、更新については、人にやさしいユニバーサルデザインへの配慮に努め、高齢者や障がい者、外国人など多様な利用者を考慮し、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

統合や廃止の実施方針

施設の潜在需要などを踏まえ、施設の統廃合、新設、広域化などを検討し、施設の需要と供給の適正化を目指します。

様々な機能が近接することで、より利用者にとって便益が向上することが期待できる場合は、複合化や集約化などを検討していきます。

人口減少や人口構成の変化を踏まえ、公共施設の潜在需要などを勘案した、需要と供給の適正化を検討します。具体的には、施設の潜在需要が小さい場合は統廃合や広域化など、需要が大きい場合は新設などを検討していきます。

また、利用者が複数の機能を一度に利用する場合など、提供する行政サービスが近接することで利用者の便益が向上すると考えられる場合は、施設の複合化や集約化を検討していきます。

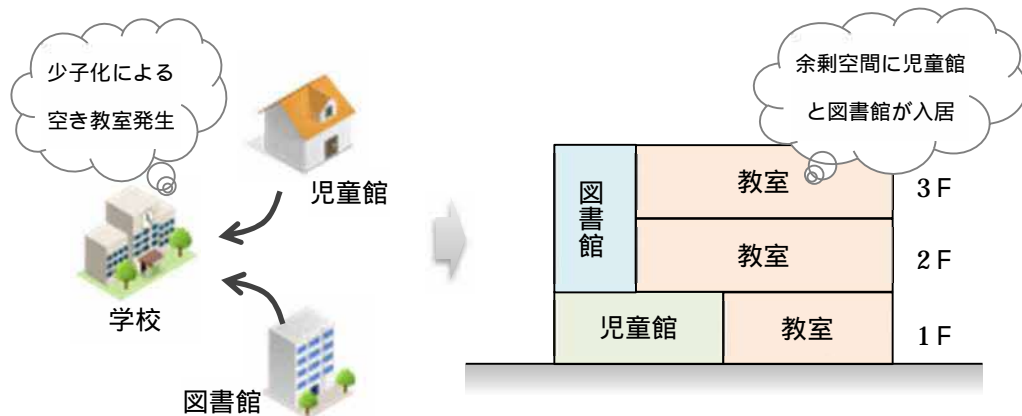


図 2-3-2 複合化のイメージ

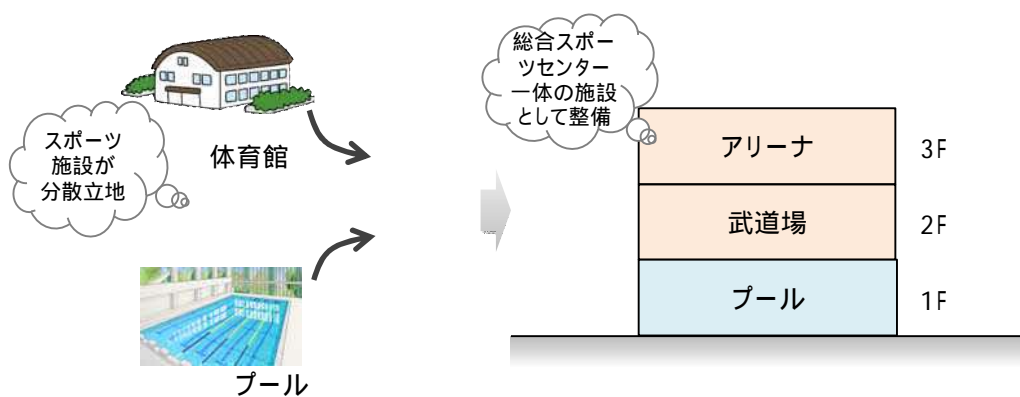


図 2-3-3 集約化のイメージ

総合的かつ計画的な維持管理を実現するための体制の構築方針

地域・指定管理者等、隣接市町など関係者との適切な役割分担を図ります。
関係者間での効率的な情報共有の仕組みづくりを検討します。

現在の公共施設をすべて町が直営で維持管理することは困難です。

保育園の民営化などが検討されているように、地域や民間で提供可能な場合は、本町はその支援を行うこととし、また、隣接市町などと共同で対応した方が効率的な場合は、広域連携についても検討していきます。

また、特に指定管理者と町、施設の職員と施設管理担当、施設管理担当と管財担当との間の公共施設についての情報共有できる仕組みづくりを検討します。

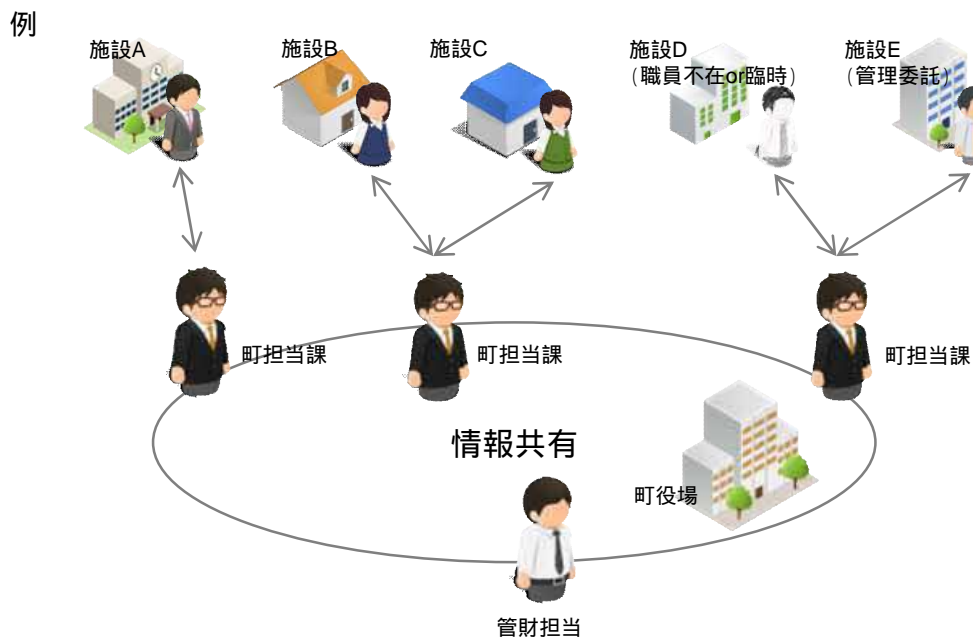


図 2-3-4 情報共有の体制イメージ

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 町民文化系施設

(1) 文化施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	城址公園ホール	直営	1985(昭和60)年度	35	4,555
2	稲葉地区公民館	直営	1986(昭和61)年度	34	623
3	南犬飼地区公民館	直営	1982(昭和57)年度	38	1,540

現状や課題に関する基本認識

城址公園ホールは、大規模改修後に、施設の長寿命化をいかに図るかが課題です。
稲葉地区公民館や南犬飼地区公民館は、老朽化や耐震への対応をいかにとるかが課題です。

本町には、城址公園ホールと稲葉地区公民館、南犬飼地区公民館の3つの文化施設があります。

城址公園ホールは、大ホール(1,006席)、中ホール、研修室、会議室などがあり、延床面積が4,555㎡と大規模な施設となっています。ただし、城址公園ホールの大ホールは、周辺市町の同機能の施設と比較するとやや規模が小さくなっています。施設は、建築後35年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、平成23年度(2011年度)から照明設備や舞台機構などの大規模な改修を順次実施しています。

稲葉地区公民館と南犬飼地区公民館は、それぞれ、講堂、研修室、和室、調理実習室などを備えた比較的小規模な施設です。建築年は、昭和61年度(1986年度)と昭和57年度(1982年度)であり、どちらも建築後35年程度を経過し老朽化が見られます。

以上のことから、城址公園ホールは大規模改修後、いかに施設の長寿命化を図るかが課題です。一方、稲葉地区公民館と南犬飼地区公民館は、施設の老朽化にいかに対応し、利用者の安全性を確保していくかが課題です。

表3-1-1 本町と周辺のホールの席数

	市町名	施設名	大ホール(席)	小中ホール(席)
1	壬生町	城址公園ホール	1,006	
2	宇都宮市	宇都宮市文化会館	2,000	500
3	宇都宮市	栃木県総合文化センター	1,604	600
4	鹿沼市	鹿沼市民文化センター	1,296	
5	栃木市	栃木市栃木文化会館	1,198	398

管理に関する基本的な考え方

城址公園ホールは、文化施設として継続的に町民が利用し続けられるように現状の機能維持を図ります。

南犬飼地区公民館のうち本館と稲葉地区公民館は、ともに出張所との複合化を検討していきます。

南犬飼地区公民館の分館は、今後の施設のあり方を検討していきます。

城址公園ホールは、座席を有するホールを備える町内唯一の施設です。そのため、当該施設は、現在、実施している大規模改修終了後は、長寿命化を図りその機能を更新後も維持していきます。今後の施設運営の形態に関しては、コンサート事業や講演事業も含めて指定管理への移行も検討します。

南犬飼地区公民館本館と稲葉地区公民館は、ともに出張所との複合化を検討していきます。

(2) 集会施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	睦地区コミュニティセンター	直営	1979(昭和 54)年度	41	290
2	安塚地区コミュニティセンター	直営	1983(昭和 58)年度	37	294
3	北公民館	直営	1979(昭和 54)年度	41	244

現状や課題に関する基本認識

地域との協働により施設の老朽化にいかに対応するのが課題です。

本町には、睦地区コミュニティセンター、安塚地区コミュニティセンター、北公民館の3つの集会施設があります。睦地区と安塚地区のコミュニティセンターには会議室、和室があり、北公民館には会議室があります。

いずれも木造の施設で建築後40年程度を経過しており、睦地区と安塚地区のコミュニティセンターは、それぞれ平成23年(2011年)と平成21年(2009年)に改修工事を実施しました。しかし、改修工事完了後も修繕が多く発生しています。

睦地区コミュニティセンターについては、令和5年度に建て替えを行う予定です。

睦地区と安塚地区のコミュニティセンターの管理は、いずれも地域住民で組織する協議会が実施しており、協議会からの通報をもとに修繕を行っています。しかし、財政的な制約もあり全ての修繕要望に応えられているわけではありません。

年間の利用者は、睦地区コミュニティセンターが約1万9千人、安塚地区コミュニティセンターが約1万1千人、北公民館が約300人となっています。(コロナ禍以前の平成30年度(2018年度)の数値)

以上のことから、集会施設はいかに施設の老朽化に対応していくかが課題です。

管理に関する基本的な考え方

集会施設は、最適な維持管理の仕組みを検討し、施設を可能な限り継続して使用することができるよう管理、運営していきます。

○財政的な制約もあり、町がすべての施設の修繕を行うことは困難な状況にあります。

老朽化している施設をできるだけ長く利用し続けられるような、施設の維持管理の仕組みを検討していきます。

2 社会教育系施設

(1) 博物館等

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	歴史民俗資料館	直営	1985(昭和60)年度	35	967

現状や課題に関する基本認識

町内には歴史的に価値の高い史跡等が多数あり、それらの調査、保存及び展示を行うための拠点となる施設が必要です。

本施設は、郷土資料の保護と活用を目的に、様々な郷土資料を保護、展示しています。鉄骨鉄筋コンクリート造の施設で建築後35年以上が経過しており、老朽化に伴う修繕が増加してきています。

施設の日頃の点検・診断に関しては、職員の目視による管理が主なものであるため、専門的な見地からの管理は行えていない状態となっています。

以上のことから、定期的な専門業者による診断を実施していきます。

管理に関する基本的な考え方

計画的な修繕を行いつつ、施設の長寿命化を図り、適切な施設運営を行います。

利用者のニーズや予防保全の考えに基づく、計画的な修繕を行い、郷土資料の保護・活用を図る町内唯一の施設として活用できるよう長寿命化を図っていきます。

(2) 図書館等

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	図書館	指定管理	1985(昭和 60)年度	35	1,568

現状や課題に関する基本認識

現在の点検、修繕の仕組みを維持していくことが課題です。

本町の図書館は、町内唯一の施設であり、図書等の資料を収集・整理・保存して、一般利用者に提供する機能を担っています。

鉄骨鉄筋コンクリート造の施設で建築後 35 年以上が経過していますが、外壁タイル補修や屋根塗装の塗り直し、床カーペットの貼り替えなど、不具合が見られる箇所には適宜対応しています。

施設の管理・運営は、指定管理者が行っており、目視による日常点検を実施し、修繕を要する状況が発生した場合は、簡易な修繕は指定管理者の費用で対応し、それ以外は町で対応することとなっています。

年間の利用者は、約 8.7 万人となっています。(コロナ禍以前の平成 30 年度 (2018 年度) の数値)

以上のことから、本施設については町民が継続して施設を利用できるよう、現在の点検、修繕の仕組みを維持していくことが課題です。

管理に関する基本的な考え方

修繕を行いつつ、施設の長寿命化を図り、適正な施設運営を行います。

本施設は、町内で図書館としての機能を持つ唯一の施設であり、多くの町民が利用している施設であるため、町が今後も保有しサービスを提供していきます。それに伴い、本施設の点検・修繕を着実に実施し、施設の劣化を和らげ長寿命化を図っていくこととします。さらに、経費の節減に努めながら、長期的には建て替えを含めた施設のあり方について、検討していきます。

(3) 社会教育センター等

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	生涯学習館	直営	1994(平成6)年度	26	955
2	嘉陽が丘ふれあい広場	直営	1987(昭和62)年度	33	1,538

現状や課題に関する基本認識

生涯学習館は、施設の効率的な活用をいかに図るか、また、いかに職員への教育も含めた維持管理の仕組みづくりを行っていくかが課題です。

嘉陽が丘ふれあい広場は、老朽化する施設の計画的な改修を行い、利用者の安全を確保しつつ、民間の提案等も含めた今後の施設の方向性を検討することが課題です。

本町には、生涯学習館と嘉陽が丘ふれあい広場という2つの社会教育施設があります。

生涯学習館は、講堂(200席対応)、研修室、会議室、日本間、調理室、児童室などを備えた施設です。このうち、児童室は、比較的近くに位置する児童館と機能が一部重複していますが、27㎡と手狭であり、児童室単独での活用は難しいものがあります。建物の構造は鉄骨造であり、建築後25年以上が経過しているため、今後、徐々に施設の老朽化が表面化してくることが懸念されます。しかし、職員に建築の専門的なノウハウがないことなどが理由で設備機器の定期的な点検以外は点検を実施していません。

嘉陽が丘ふれあい広場は、宿泊研修施設、体育館、テニスコート、キャンプ場などを備えた研修等に使用する施設です。また、敷地内に教育相談員事務所があります。宿泊研修施設の延床面積は869㎡、体育館は618㎡といずれも比較的小規模な施設となっています。

宿泊研修施設は鉄筋コンクリート造で建築後35年程度が経過、体育館は鉄骨造で建築後50年以上が経過していますが、体育館は、平成24年度(2012年度)に耐震化を行い、宿泊棟は平成25年度(2013年度)に改修工事を行いました。また、施設の不具合は適宜修繕を行っています。

年間の利用者は、生涯学習館が約1万人、嘉陽が丘ふれあい広場も約1万人です。(コロナ禍以前の平成30年度(2018年度)の数値)

以上のことから、生涯学習館は、施設の効率的な活用をいかに図るか、また、いかに職員への教育も含めた維持管理の仕組みづくりを行っていくかが課題です。嘉陽が丘ふれあい広場は、老朽化する施設の計画的な改修を行い、利用者の安全を確保しつつ、民間の提案等を含めた今後の施設の方向性を検討することが課題です。

管理に関する基本的な考え方

生涯学習館は、施設の効率的な活用を検討するとともに、施設を可能な限り長期間使用し続けられるよう管理運営を図ります。

嘉陽が丘ふれあい広場については、現施設を安全に利用できるよう計画的な修繕に取り組むとともに、民間の提案等も含めた施設の今後について検討します。

生涯学習館は、施設の効率的な活用を目指すとともに、今後徐々に発生することが想定される不具合などに対応し、長寿命化を検討します。

嘉陽が丘ふれあい広場は、これまでに宿泊研修施設の改修工事や体育館の耐震化工事を実施してきました。そのため、現施設は可能な限り安全に長く利用できるよう、計画的に施設の修繕を実施していきます。

また、長期的には、民間の提案等も含めた施設のあり方について検討を行います。

3 スポーツ系施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	壬生町総合運動場	直営	1973(昭和 48)年度	47	3,407
2	ふれあいプール	委託	1987(昭和 62)年度	33	1,701
3	南部運動場(トイレ)	直営	2020(令和 2)年度	0	43
4	北部運動場(トイレ)	直営	1999(平成 11)年度	21	10

現状や課題に関する基本認識

総合運動場、ふれあいプールについては、供用開始後、相当数の年数が経過し老朽化が激しいため、利用者の安全性や快適性を確保しながら、可能な限り長く使用していくためにどのような措置を講じていくかが課題です。

本町のスポーツ系施設は、総合運動場、北部運動場、南部運動場、ふれあいプールの4施設があり、その中で長寿命化等を検討すべき建築施設があるのは、総合運動場とふれあいプールの2施設となっています。北部運動場トイレにつきましては、令和2年度(2020年度)に増築(男女兼用1室 男女別2室)を実施しています。

総合運動場については、直近では年間平均利用者数が約12万人となっています。さらに、健康増進におけるスポーツの役割がますます大きくなっている昨今の状況から、町民の福祉のための基礎的施設として、今後も本町にとって必要性が高い施設です。建築物としては、体育館、管理棟、武道館、屋外トイレがありますが、体育館及び管理棟は旧耐震基準での建築物であり、経年劣化による老朽化も激しい状況です。武道館、屋外トイレについては新耐震基準での建築物ですが、同じく経年劣化による老朽化が激しい状況です。

ふれあいプールについては、町民のレクリエーションと健康の増進を図ることを目的とした施設であり、夏季における町民等の憩いの場所となっています。天候が入込客数に大きく影響する施設ですが、ここ数年間については入場者数が減少傾向にあり、ここ数年の年間平均入場者数は約5万人となっています(コロナ禍以前の平成30年度(2018年度)の数値)。運営継続の是非については、今後、町民の意見を集約するとともに、近隣の類似施設の開設状況等も踏まえて総合的に検討する必要があります。建築物としては、管理棟と各機械室、券売所、休憩所、各屋外トイレがありますが、建設後30年以上が経過しており、さらに夏季限定の利用により、築年数以上に老朽化が激しくなっています。

管理に関する基本的な考え方

総合運動場及びふれあいプールは、上記の現状や課題を踏まえて、各施設に合った最善の方法により、長寿命化を図っていくことが必要です。また、ふれあいプールについては、施設の運営継続について検討することも必要です。

総合運動場の体育館及び管理棟については、耐震補強も含めた改修工事の実施による長寿命化または建て替えを行い、利用者が安全・快適に利用できる施設になるように検討していきま

す。

総合運動場の武道館及び屋外トイレについては、改修工事の実施による長寿命化または建て替えを行い、利用者が安全・快適に利用できる施設になるように検討していきます。

ふれあいプールについては、今後の運営継続の必要性を検討するとともに、運営継続を判断した場合は、老朽化が激しい各施設の改修を行い、利用者が安全・快適に利用できる施設するとともに、事後の長寿命化を図ります。

改修や建て替えを行うに当たっては、各調査の実施により、施設の細部を検討し、ライフサイクルコストの低減を図ります。

4 レクリエーション系施設

(1) レクリエーション施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	おもちゃ博物館	指定管理	1994(平成6)年度	26	4,548

現状や課題に関する基本認識

おもちゃ博物館は、いかにして観光施設として集客を見込むにふさわしい水準で施設を維持していくかが課題です。

本町のレクリエーション施設は、おもちゃ博物館の1施設です。

本施設は、「壬生町の観光資源としての「おもちゃ」を活かした施設として、広域的に町をPRし地域振興を図る」ことを目的としています。

当該施設は建築後30年近くが経過していますが、平成24年度(2012年度)には利用者の意見などを参考に内装の大規模改修を行いました。

以上のことから、本施設は観光施設として集客を見込むにふさわしい水準で施設を維持していくことが課題です。

管理に関する基本的な考え方

観光施設として集客を見込むにふさわしい水準に施設を保つため、日常点検などの徹底と迅速な修繕を行える仕組みを構築します。

施設の老朽化により本施設の来館者の満足度が低下することがないように適時に修繕を実施し、不具合がない状態を保っていきます。そのため、日常点検による早期の不具合の発見、不具合発見後の迅速な修繕の実施が可能になるような仕組みづくりを行い、施設の維持管理に対する予防保全を推進します。

(2) 保養施設等

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	ふれあい交流館	直営	1999(平成 11)年度	21	551

現状や課題に関する基本認識

ふれあい交流館は、専門家等の支援を含め、施設の長寿命化を図ることが課題です。

本町の保養施設等は、ふれあい交流館の 1 施設です。本施設は東雲公園内に設置されています。

本施設は、入浴施設、和室、会議室、ホールなどを備えており、多くの方が利用しています。

本施設は、鉄筋コンクリート造であり建築後 20 年以上が経過した施設です。町内の施設の中では比較的新しい施設であり、これまで大きな不具合が顕在化することはありませんでした。ただし、入浴施設という施設の特性上、他の施設よりも老朽化しやすい施設であると想定されます。なお、平成 27 年(2015 年)9 月の豪雨災害の被災により、内装、主要ポンプ設備類を交換、令和元年(2019 年)10 月の豪雨災害の被災により、電気・給湯・空調・内装等の交換を行っています

日常点検は、職員が実施しており、その結果に基づき整備・修繕を行っています。また、専門家による定期点検は設備機器に関してのみとなっています。

以上のことから、当該施設は専門家等の支援を含め、施設の長寿命化を図ることが課題です。

管理に関する基本的な考え方

現在の、日常点検と修繕の仕組みを継続します。

壬生町公園施設長寿命化計画(令和 3 年 3 月策定)に基づき改築・更新を実施していきます。

ふれあい交流館は、入浴施設を備え、月曜と年末年始を除き 1 年を通じて営業しています。そのため、他の施設に比べ、施設の老朽化の進行が早まることが懸念されます。

このような施設であるため、可能な限り施設の不具合を早期に発見し適切に修繕を行う現在の仕組みを継続していきます。さらに、長期的には必要に応じて専門家等への支援も仰ぎ、長寿命化計画に基づき改築・更新を実施していきます。また、日常の点検の強化や修繕の効率化・効果向上策について、検討していきます。

5 産業系施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	壬生町ふれあい女性センター	直営	1981(昭和 56)年度	39	377
2	地域交流拠点施設みらい館	直営	2009(平成 21)年度	11	1,248

現状や課題に関する基本認識

みらい館は、集客の向上を目指すうえで、いかに必要な施設の水準を保つかが課題となります。

ふれあい女性センターは、老朽化するなか、いかに利用者の安全性を確保するかが課題となります。

本町には、みらい館とふれあい女性センターという2つの産業系施設があります。

みらい館は、地域の交流と観光情報の発信を目的にみぶハイウェーパークの便益施設として設置されており、北関東自動車道壬生パーキングエリアに併設した県内唯一のハイウェイオアシスであり「道の駅みぶ」としても利用されています。施設内は、展示・休憩室、情報コーナー、トイレ、売店、食堂、農産物直売所などを備えています。年間の利用者は約226万人（平成30年度（2018年度）実績）であり、本町では更なる集客を目指し集客向上のための計画を策定しています。

当該施設は、平成21年度（2009年度）に建築された比較的新しい施設ですが、徐々に老朽化が見られるようになってきました。点検としては、法定点検として年2回消防設備と年6回の自家用電気工作物の点検を行っています。

ふれあい女性センターは、農村女性が農家生活の向上について知識と技術を習得するための多目的な活動の場所を提供する目的で設置されており、調理実習室、研修室などを備えています。年間の利用者は約300人です。

当該施設は昭和56年度（1981年度）に建築され、老朽化が著しく進行しています。加えて、平成29年（2017年）4月からは管理人を配置しない方針となっています。

以上のことから、みらい館は、集客の向上を目指すうえで、いかに必要な施設の水準を保つかが課題となります。一方、ふれあい女性センターは、老朽化するなか、いかに利用者の安全性を確保するかが課題となります。

管理に関する基本的な考え方

みらい館は、集客を見込むにふさわしい水準に施設を保つため、日常点検などの徹底と迅速な修繕を行える仕組みを構築します。

ふれあい女性センターは、施設の長寿命化により、利用者の安全性の確保を図っていきます。

みらい館の来館者の満足度が低下することがないように適時に修繕を実施し、不具合がない

状態を保っていきます。そのため、日常点検での早期の不具合発見、発見後の迅速な修繕の実施を可能とするような仕組みづくりを目指すとともに、管理の形態を指定管理や第三セクターへの移行も視野に検討します。

ふれあい女性センターは、今後も一定の利用者数が見込まれることから、施設の長寿命化により、利用者の安全性の確保を図っていきます。

6 学校教育系施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)	児童・ 生徒数
1	壬生小学校	直営	1981(昭和 56)年度	39	10,740	605
2	藤井小学校	直営	1984(昭和 59)年度	36	3,257	43
3	壬生東小学校	直営	1987(昭和 62)年度	33	6,144	366
4	睦小学校	直営	1976(昭和 51)年度	44	5,203	293
5	稲葉小学校	直営	1985(昭和 60)年度	35	4,422	104
6	羽生田小学校	直営	1984(昭和 59)年度	36	3,218	33
7	壬生北小学校	直営	1987(昭和 62)年度	33	3,951	87
8	安塚小学校	直営	1983(昭和 58)年度	37	4,930	501
9	壬生中学校	直営	1980(昭和 55)年度	40	12,223	541
10	南犬飼中学校	直営	1983(昭和 58)年度	37	12,056	480
11	教育相談員用事務所	直営	2010(平成 22)年度	10	20	-

児童生徒数は令和 4 年（2022 年）1 月 1 日現在

現状や課題に関する基本認識

学校教育施設は、いかに継続して施設を利用するかが課題となります。併せて、児童・生徒数を踏まえた施設の適正配置についても課題となります。

本町には、小学校 8 校と中学校 2 校、教育相談員事務所といった学校教育系施設があります。このうち、教育相談員事務所は、嘉陽が丘ふれあい広場内にあります。また、各小学校には、放課後児童クラブを設置しています。

これらの施設は、昭和後期から平成初期にかけて整備されたものが多く、建築後 30 年以上を経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。

小中学校は、平成 26 年度（2014 年度）に旧耐震基準の施設の耐震化工事が完了しました。また、平成 27 年度（2015 年度）には、専門家による体育館などの非構造部材（吊り天井など）の点検を行い、平成 28 年度（2016 年度）からは、その結果をもとに非構造部材の耐震工事を実施しています。

今日の学校施設には新学習指導要領等に基づく多様な学習内容や、形態に対応した高機能かつ多機能な施設環境の整備に加え、防災対策、バリアフリー化、普通教室やトイレ等、子どもたちの学習・生活空間の快適化や、環境負荷の低減等、様々な配慮が求められているため、令和元年度に全普通教室の空調機設置、令和 2 年度（2020 年度）に校舎内トイレの洋式化、令和 3 年度に学校照明の LED 化を実施しています。

施設の点検については、法定点検と日々の施設管理者による目視点検を行っています。そして、その点検結果に基づき、修繕などを実施しています。

児童数は、30～40 人程から 600 人を越える規模まで様々です。

以上のことから、学校教育施設は、いかに継続して施設を利用するかが課題となります。併せて、児童・生徒数を踏まえた施設の適正配置についても課題となります。

管理に関する基本的な考え方

学校教育を継続していくため、可能な限り長寿命化を図ります。
少子化による児童生徒数の減少が進んだ場合は、適正な施設配置についても検討します。

学校施設は、義務教育施設としての役割のほかに、地域コミュニティの活動拠点、災害時の防災拠点、校庭・屋内運動場の開放などによる地域スポーツの活動拠点など、施設利用の多様性を踏まえた適切な管理を検討する必要があります。

施設整備の維持管理については、これまでの対処療法的な方法から予防保全的な方法へ転換し、その機能や整備を常に良好な状態に保ち、長寿命化に努めるために「壬生町学校施設長寿命化計画」を策定し、学校施設の使用年数の向上、ライフサイクルコストの縮減、中長期における財政の見通しを建替え中心の考え方から、現在ある施設や設備を改修して長期的に活用していくという長寿命化の考え方に改め、設備の現代化改修と有効利用により、安全・安心な教育の場と地域に開けた学校施設を目指して、施設を長期間保持し続けるために可能な限り長寿命化を図っていきます。

また、長期的には、少子化による児童生徒の減少が生じ、学校運営に支障をきたす場合には、適正な施設配置についても検討していきます。

7 子育て支援施設

(1) 幼保・こども園

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	とおりまち保育園	直営	1979(昭和54)年度	41	672

現状や課題に関する基本認識

保育園を安全に運営していくための施設維持を行います。
とおりまち保育園は、40年以上の築年数のため、建て替え等を検討していく必要があります。

とおりまち保育園については、長寿命化工事として平成30年度(2018年度)~令和2年度(2020年度)に内部改修工事を実施しました。そのため暫くは、施設を維持することになります。ただし、建物は昭和54年(1979年)に建設されており、建築後40年以上が経過していることから、施設の建て替え等を検討していく必要があります。

管理に関する基本的な考え方

とおりまち保育園は、改修工事を実施済みのため、ともに小規模な修繕を実施し施設を維持していく予定です。

とおりまち保育園は、長寿命化工事として内部改修工事を実施済みのため、暫くの期間は、保育に支障がないよう適切に小規模な修繕を実施し施設を維持していく予定です。

(2) 幼児・児童施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	児童館	直営	1988(昭和 63)年度	32	285
2	壬生東小学童保育館 (どんぐり児童クラブ)	直営	2020(令和 2)年度	0	234
3	壬生小学童保育館 (ベリーキッズクラブ)	直営	2018(平成 30)年度	2	253
4	安塚小学童保育館 (ひいらぎ児童クラブ)	直営	2016(平成 28)年度	4	123
5	睦小学童保育館 (睦っ子児童クラブ)	直営	2019(令和元)年度	1	253
6	稲葉小学童保育館 (ひまわりキッズクラブ)	直営	2017(平成 29)年度	3	
7	羽生田小学童保育館 (はねっこ児童クラブ)	直営	2018(平成 30)年度	2	
8	壬生北小学童保育館 (北っ子児童クラブ)	直営	1987(昭和 62)年度	33	
9	藤井小学童保育館 (藤井児童クラブ)	直営	2019(令和元)年度	1	
10	子育て支援センターつばめ	直営	2019(令和元)年度	1	616

稲葉小学童保育館、羽生田小学童保育館、藤井小学童保育館、壬生北小学童保育館については、各小学校の教室の一部を利用している施設であり、施設管理は小学校と合わせて実施されるため、延床面積を「 - 」としている。

現状や課題に関する基本認識

児童館は、他施設との機能の重複の解消を図ったうえで、いかに施設を維持し続けるかが課題となります。

児童館は、昭和 63 年（1988 年）に建設されており、建設後 30 年が経過しているため、施設の老朽化が進んでいます。施設の周辺には、北西側に町営団地跡地が広がっており、北東側には、町営住宅団地及び公園があります。

子育て支援センター、放課後児童クラブ等の他施設との役割・機能重複の解消及び、周辺の土地利用計画を勘案して、今後の児童館のあり方を検討し、改修等の実施を計画していく予定です。

子育て支援センターつばめは、建物が昭和 59 年（1984 年）に建設された旧やすづか保育園の園舎を令和元年度（2019 年）に改修して同年 10 月より開設しました。暫くは現状を維持していく予定です。

管理に関する基本的な考え方

児童館は、他施設との機能重複の解消に努めつつ、当面の間は、施設の運営に支障がないように適切に小規模な修繕を行う予定です。

子育て支援センターつばめは、改修工事を実施済みのため、ともに小規模な修繕を実施し施設を維持していく予定です。

児童館は、施設の老朽化が進んでいるため、他施設との機能重複の解消に努めつつ、当面の間は、施設の運営に支障がないように適切に小規模な修繕を行う予定です。

子育て支援センターつばめは、施設の改修工事を実施済みのため、暫くの期間は、施設の運営に支障がないように適切に小規模な修繕を実施し施設を維持していく予定です。

8 保健・福祉施設

(1) 障がい福祉施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	壬生町就労支援施設 むつみの森	指定管理	2003(平成 15)年度	17	990

現状や課題に関する基本認識

施設は若干の経年劣化が見られるものの、現時点では通所者の安全は確保できているため、今後の長寿命化が課題となります。
経年劣化によるメンテナンスが必要な時期にあります。

本施設は、「障がい者の就労継続支援」を目的としており、作業室、食堂、会議室、医務室、相談室、事務室を備えた、町有施設で唯一の障がい者のための施設です。

主な建築物は平成 15 年度（2003 年度）建築の鉄骨造であり、令和元年度（2019 年度）に屋上防水・外壁改修工事とエレベーター改修を、令和 3 年度（2021 年度）に受変電設備更新工事を実施しました。

他の設備で改修が必要なものも生じております。具体的には、駐車場ライン工事、冷暖房設備改修工事、照明の LED 化です。

日頃の点検などは、指定管理者によるものです。

管理に関する基本的な考え方

長寿命化を図ることができるよう、予防保全の計画を策定し、実施することが必要です。

利用者が安全で快適に長期間利用できるよう、日々の点検と予防保全の計画を検討します。

各施設の点検結果、劣化状況、利用者の状況等に応じ、適宜施設を更新します。また、計画期間の長期化および中長期的なコストの見通し精度向上のために、知見やノウハウの蓄積を進めます。

(2) 高齢福祉施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	シルバーワークプラザ	指定管理	2000(平成 12)年度	20	414

現状や課題に関する基本認識

シルバーワークプラザはいかに長寿命化を図るかが課題となります。現状は、目立った損傷は見られませんが、経年劣化によるメンテナンスが必要な時期にあり、計画的な修繕を実施していくことの検討が必要な時期にあります。

シルバーワークプラザは、「高齢者の生きがい、社会参加活動、高齢者福祉の増進に資するとともに、高齢者の就業意欲の増大を図る」ことを目的に設置され、事務室、作業室、研修室などを備えています。年間の利用者は、年によって差がありますが、平均約 7,200 人程です。

本施設は、建築後 20 年が経過しており、日常の使用に際しての大きな不具合は顕在化していませんが、近年の度重なる風雨による外壁の目地の傷みや経年劣化が見られます。

以上から、当施設は経年劣化によるメンテナンスが必要な時期にあるため、計画的な修繕を実施していくことで長寿命化を図ることが課題です。

管理に関する基本的な考え方

施設の大きな不具合が顕在化する前に修繕などを行い、長寿命化を図ります。

シルバーワークプラザは、建築後の経過年数が 20 年程度であり目立った不具合は出ていません。当該施設については喫緊に修繕などを実施することはありませんが、可能な限り長く本施設を利用し続けることでライフサイクルコストの低減を図ることが重要です。

そのため、施設の不具合が顕在化してから修繕を行うのではなく、顕在化する前に計画的に機能向上を図ることで、施設の長寿命化を図ります。

なお、施設点検は、消防設備について法定点検を年 2 回実施しています。

(3) 児童福祉施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	壬生町こども発達支援センター ドリームキッズ	指定管理	2003(平成 15)年度	17	493

現状や課題に関する基本認識

本施設はいかに長寿命化を図るかが課題となります。

本町には、ドリームキッズ、子育て支援センターという2つの児童福祉施設があります。このうち、子育て支援センターは保健福祉センター及び町民活動センターとの複合施設¹³となっています。なお、子育て支援センター及び町民活動センターについては、主たる施設が保健福祉センターであり、施設の管理は保健福祉センターが担っているため、「(4) 保健施設」に詳細を記載しています。

ドリームキッズは、障がい児の通園施設であり遊戯室、指導室、事務室を備えています。建築年度は平成 15 年度(2003 年度)であり、鉄骨造となっています。建物は、耐用年数 38 年の約半分の 17 年を経過しており、令和元年度に屋上防水・外壁改修工事を実施しました。また、他の設備の改修も必要となっています。具体的には冷暖房設備改修工事を早急に対応する必要があります。

以上のことから、計画的な修繕による長寿命化が課題となります。

管理に関する基本的な考え方

計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

本施設は、建築後 17 年を経過し、劣化や要修繕箇所が目立つようになってきております。冷暖房設備については、メーカーの部品が無くなってきているため、早めに大規模な更新工事を実施します。また、電灯も順次 LED に切り替えることで、電気代の削減を図ります。

施設の不具合が顕在化してから修繕を行うのではなく、顕在化する前に計画的に機能向上を図ることで、施設の長寿命化を図ります。

¹³ 複合施設とは、複数の施設(機能)が集まっている建物のことです。

(4) 保健施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	壬生町保健福祉センター	直営	1986(昭和61)年度	34	1,720

現状や課題に関する基本認識

現在、建物各所に老朽化が見られる状態です。過去、建物の診断等を実施したことが無い
ため、老朽化の指標が無い状態です。

防水のメンテナンスを実施していない状態であるため、現在、雨漏りも顕著化しており、
防水工事を早急に実施する必要があります。さらに、外壁の損傷も見受けられ、透水対策
についても今後検討を要すると思われま。

本施設は、町民の健康の保持増進及び福祉の向上を図るため、会議室兼ホール、ボランティア室、調理室などを備え、予防接種や健康診査、健康づくり教室などの保健事業を行っています。

また、同じ建物内に壬生町社会福祉協議会事務所と子育て支援センター、町民活動支援センターがあり、常時職員や住民が利用しています。さらに、災害時には『福祉避難所』としての役割を担っており、障害者や要援護者の収容を見込んでいるため、安全性の確保が課題となります。

当該施設の建築年は、昭和61年度(1981年度)で鉄筋コンクリート造となっています。

以上のことから、老朽化した部分の状態の把握と対応が課題となります。

管理に関する基本的な考え方

専門業者による施設の診断等の実施を検討し、今後の長寿命化の取り組みにつなげます。

乳幼児健診や各種親子教室等を実施している施設であるため、利用者が安心・安全に利用できるよう、計画的な修繕による長寿命化を推進します。

9 行政系施設

(1) 庁舎等

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	本庁舎	直営	1979(昭和54)年度	41	4,441
2	南犬飼出張所	直営	1978(昭和53)年度	42	143
3	稲葉出張所	直営	1978(昭和53)年度	42	89

現状や課題に関する基本認識

施設の老朽化などを踏まえ、町民の利用の安全性をいかに担保するかが課題です。

本町には、行政窓口が本庁舎と南犬飼出張所、稲葉出張所の3箇所に設けられています。また、本庁舎内には消費者生活センターが設置されています。

本庁舎は、職員数やOA機器等備品数に対して非常に手狭な状態であり、同様に会議室も不足しています。両出張所の業務は証明書の発行のみならず、各課への連絡調整及び受付など、利用者のニーズに応えるべく、年々複雑化・多様化する傾向にあります。

本庁舎は昭和33年度(1958年度)に建築され、その後増築を重ね現在の形となっております(増築に伴い最も面積の大きな棟の建築年度は昭和54年度(1979年度)となっております)。

平成27年度(2015年度)には耐震診断を実施しましたが、耐震診断基準値G1sは安全基準を大きく下回るものでした。

さらに、本庁舎は一級河川黒川の浸水想定区域内に立地しているため、平成29年度(2017年度)から本格的に建替、移転が検討され、庁内外の検討会議等を経て、平成30年度(2018年度)には、移転が決定されました。

移転の時期は令和4年(2022年)5月であり、新庁舎の延床面積は6,611㎡となっております。現在の本庁舎については、ひばり館を除き解体予定です。

南犬飼出張所と稲葉出張所はともに昭和53年度に建築され、いずれも老朽化が進んでいるうえ、耐震化やバリアフリーが進んでおらず、両施設とも壁のクラックなど不具合が生じていますが、財政的な制約などから完全な修繕はできていません。また、両出張所とも職員数も少なく、災害時に万全な体制をとることが非常に困難な状況にあるため、利用者と職員の安全性確保が重要な課題です。

管理に関する基本的な考え方

新たな本庁舎について、移転後は、計画的に長寿命化を検討していきます。
両出張所は、耐震化や公民館との複合化等を検討していきます。

新たな本庁舎については、移転後、計画的に修繕・改修を含めた長寿命化を検討していきます。両出張所については財政面の制約もあり、根本的に修繕することは困難な状況にあります。一方で、各施設とも不具合が顕在化し、建物の老朽化は進行していることから、限られた財源の中、利用者の安全性を確保できるよう努めます。

(2) 消防施設等

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	1-1 壬生南部地区消防センター	直営	1997(平成 9)年度	23	68
2	1-2 壬生中央地区消防センター	直営	2009(平成 21)年度	11	99
3	1-3 壬生西部地区消防センター	直営	2003(平成 15)年度	17	68
4	1-4 藤井南部地区消防センター	直営	2001(平成 13)年度	19	68
5	1-5 藤井地区消防センター	直営	1999(平成 11)年度	21	68
6	2-1 上稲葉地区消防センター	直営	2002(平成 14)年度	18	68
7	2-2 七ツ石地区消防センター	直営	1998(平成 10)年度	22	68
8	2-3 羽生田地区消防センター	直営	2001(平成 13)年度	19	68
9	2-4 福和田地区消防センター	直営	2013(平成 25)年度	7	91
10	2-5 下稲葉地区消防センター	直営	2000(平成 12)年度	20	68
11	3-1 安塚地区消防センター	直営	1996(平成 8)年度	24	68
12	3-2 上田地区消防センター	直営	2000(平成 12)年度	20	68
13	3-3 中泉地区消防センター	直営	1999(平成 11)年度	21	68
14	3-4 助谷地区消防センター	直営	2002(平成 14)年度	18	68
15	3-5 国谷地区消防センター	直営	2003(平成 15)年度	17	68
16	防災センター(資機材車庫含む)	直営	2009(平成 21)年度	11	356

現状や課題に関する基本認識

各地区消防センターについては、各地区の消防団員が日常管理を行っており、防災センターは町職員による日常管理を行っています。今後、老朽化も見込まれるため、予防保全により計画的な改修が必要となります。

本町では、各 15 地区の消防センターと防災センターといった消防施設等があります。

各地区の消防センターは、平成 8 年度(1996 年度)以降に整備されており、耐震性は有している状況です。

防災センターは、比較的新しい鉄骨造の建物で、現在の災害発生時の対策拠点となっています。また本庁舎移設に伴い、新庁舎附属棟に移設することが決定しており、令和 3 年度(2021 年度)中に完成し、令和 4 年度(2022 年度)より供用開始を予定しています。

今後は施設の経年劣化が課題であるとともに、将来人口の減少及び少子高齢化時代に即した地区割りによる、消防センターの適正配置を検討していく必要があります。

管理に関する基本的な考え方

現在の各施設の状況を維持するため、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

建物の主要部分の計画的な改修と、設備等の定期的な修繕を行い、良好な施設運営を図り様々な災害に備えるよう管理を行います。

(3) 環境施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	壬生町清掃センター	直営	1998(平成10)年度	22	3,787
2	壬生町環境センター	直営	1995(平成7)年度	25	571
3	壬生町クリーンセンター	直営	1989(平成元)年度	31	1,387

現状や課題に関する基本認識

清掃センターは、基幹的設備改良工事を実施しており、完了後10年以上の稼働を予定しているが、改良工事対象外施設の経年劣化対策や長寿命化の取り組み、また、ごみ処理の広域化などいかに行うかが課題となります。

クリーンセンターは老朽化しており、効率的なし尿等の処理を実施するため、水処理センターとの施設の共同化・統廃合を視野に検討を進めます。

本町には、清掃センター、環境センター、クリーンセンターという3つの環境施設があります。

清掃センターは、壬生町内で排出される一般家庭で生じたごみ及び事業系一般廃棄物を処分する施設であり、管理棟、工場棟、資源ごみ保管庫、ストックヤードを備えています。管理棟、工場棟は建設後23年が経過し、特に経年劣化が進んでいる工場棟の焼却施設において、令和2年度から基幹的設備改良工事を行っており令和4年度(2022年度)に完了する予定です。この工事により完了以降10年以上の稼働を予定しています。今後は広域的な連携も含めた施設の更新やごみ処理の外部委託等を検討していく必要があります。

環境センターは、清掃センターから排出される焼却灰や不燃物残渣などを埋立て処分する一般廃棄物の管理型最終処分場であり、管理棟と処理施設を備えています。当該施設は平成8年度(1996年度)から稼働し、令和12年度(2031年度)に埋め戻しが完了する予定となっています。

クリーンセンターは、壬生町内で排出されるし尿、浄化槽汚泥を処理する施設であり、管理棟と処理施設を備えています。当該施設は、建設後31年が経過しており施設の老朽化が進んでいます。そのため、修繕箇所が増加傾向にあるため、水処理センターとの施設の共同化・統廃合を視野に検討を進めます。

以上のことから、清掃センターは、改良工事対象外施設の経年劣化対策や長寿命化の取り組み、また、ごみ処理の広域化及び外部委託などいかに行うかが課題となります。

クリーンセンターは、効率的なし尿等の処理を実施するため、水処理センターとの施設の共同化・統廃合を視野に検討を進めます。

管理に関する基本的な考え方

清掃センターは、基幹的設備改良工事による長寿命化を進めています。今後も施設のライフサイクルコストを加味し適切な老朽化対策の手法をとります。

クリーンセンターは、今後の人口減少なども考慮し、また、水処理センターとの共同化・統廃合を踏まえし尿等処理の効率化を図っていきます。

清掃センターは、施設の老朽化の対策として、現在基幹的設備改良工事を行っており、令和4年度（2022年度）の工事完了以降10年以上の稼働を予定しております。今後については、新炉の建設、ごみ処理の外部委託といった選択肢が考えられます。これらの中からとるべき手法を施設のライフサイクルコストを加味して選択します。

クリーンセンターは、水処理センターとの施設の共同化・統廃合を視野に検討を進めます。環境施設の管理方針について、想定されている人口減少などを踏まえ、共同化・統廃合や広域化などを鑑み、可能な限り施設の適切且つ効率的な運用を図っていきます。

10 公営住宅等

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	ひばりヶ丘団地	直営	1974(昭和49)年度	46	3,540
2	下台団地	直営	1976(昭和51)年度	44	4,488

現状や課題に関する基本認識

今後公営住宅を町が保有し続けることの必要性も含めて検討するとともに、現在の施設の長寿命化をいかに図っていくかが課題となります。

本町には、ひばりヶ丘団地と下台団地の2つの公営住宅等があります。

いずれも住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に1970年代に建築されています。

ひばりヶ丘団地は平成11年度(1999年度)、下台団地は平成23年度(2011年度)にそれぞれ耐震診断を実施しており、いずれも耐震性を確保していると判定されています。

平成22年度(2010年度)には、公営住宅等の長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減につなげていくことを目的に「壬生町公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。

日常の点検は、法定点検を定期的の実施するとともに、入居者の通報により適宜修繕を行っています。

以上のことを踏まえながら、公営住宅を町が持ち続けることの必要性も含め検討するとともに、現在の施設の長寿命化をいかに図っていくかが課題となります。

管理に関する基本的な考え方

施設の長寿命化に関しては、予防保全の考え方を導入するとともに、当面の老朽化対策としては優先順位を付けた修繕を実施します。

不具合の早期発見のため、現在の点検施策を継続していきます。

現在の施設については、当面は老朽化対策とし必要箇所の修繕を推進します。必要箇所の抽出にあたっては、修繕箇所の建物の劣化への影響度を踏まえ、優先度をつけることとします。

また、「壬生町公営住宅等長寿命化計画」の着実な遂行を行う中で、予防保全の考え方を導入し、標準的な修繕周期に従って住棟ごとに点検を実施し、修繕工事を効率的に実施します。

さらに、不具合の早期発見のため、現在の定期点検を実施していきます。

1 1 公園

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	総合公園	直営	1993(平成 5)年度	27	645
2	東雲公園	直営	1999(平成 11)年度	21	112
3	安塚児童公園	直営	1988(昭和 63)年度	32	17
4	城址公園	直営	1988(昭和 63)年度	32	31

延床面積には建物の面積のみ集計しています。そのため、総合運動公園のうちスタンド部分については、延床面積に含めていません。

現状や課題に関する基本認識

各公園の施設とも供用から相当の年数が経過しているため、壬生町公園施設長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）に基づき改築・更新を実施していきます。

総合公園管理棟とログハウスに関しては、屋根・壁等定期的な修繕を要します。

総合公園陸上競技場のスタンドは、大きな修繕を要する状況ではありませんが、樹脂製の座席に劣化が見られます。

東雲・城址公園の建築物に関しては、便所棟が主なものになります。そのため、日常の維持管理及び清掃業務が重要なものになります。現在、定期的な巡回は実施していますが、専門業者による定期的な維持管理は行っていない状況にあり、水廻りの劣化が建物より早いペースで進んでいます。

総合公園のうち管理棟とログハウスに関しては、経年劣化が進むため定期的な屋根・壁等について修繕が必要です。

総合公園のうち陸上競技場のスタンドは、樹脂製の座席に劣化が見られるため、利用者の安全性確保と満足度向上には定期的な修繕や交換が必要になります。

管理に関する基本的な考え方

定期的な修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づき改築・更新を実施していきます。

今後各公園の施設については経年劣化が進むため、職員による日常管理に加え専門業者による定期的な修繕等を実施するとともに、長寿命化計画に基づき改築・更新を実施していきます。

総合公園陸上競技場及びスタンドについては、劣化しやすいものについては材質等を見直し施設全体として長寿命化を図ると共に、利用者のニーズを反映した満足度の高い施設への更新も検討します。

12 その他公共施設

(1) 駐車場等

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	おもちゃのまち駅自転車駐車場	直営	1994(平成6)年度	26	1,269

現状や課題に関する基本認識

現在の点検などを継続しつつ、維持管理コストの軽減が課題となります。

本町の駐車場等のうち、建物がある駐車場などは、おもちゃのまち駅自転車等駐車場です。当該施設は、地下駐車場であり、平成6年度(1994年度)に建築されました。

日常の点検は、消防設備法定点検及び日常の点検を行っており、その結果を踏まえて適宜修繕などを行っています。

以上のことから、おもちゃのまち駅自転車等駐車場は、現在の点検などを継続しつつ、維持管理コストの軽減が課題となります。

管理に関する基本的な考え方

当面は、当該施設を可能な限り長く利用し続けるため、計画的な修繕を図っていきます。更新の際は、その時点での需要を勘案しながら、適正規模での更新を行います。

おもちゃのまち駅自転車等駐車場は、周辺に代替する施設がないことから今後も駐車場などの機能を提供することとします。

提供にあたっては、当面は長寿命化を目指し、計画的な修繕を図っていきます。

また、将来的に施設を更新する際は需要を勘案しながら、適正な規模での更新を行います。

(2) その他公共施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	自成館	直営	2001(平成 13)年度	19	56
2	旧睦作業所 - 作業所	直営	1980(昭和 56)年度	40	230
3	旧睦作業所 - 事務所	直営	1980(昭和 56)年度	40	15
4	旧いなば保育園	直営	1964(昭和 39)年度	56	535
5	旧すけがい保育園	直営	1982(昭和 57)年度	38	400
6	旧壬生町老人憩いの家富士見荘	直営	1981(昭和 55)年度	39	243

No2～6 については、公共の用に供していない普通財産。

現状や課題に関する基本認識

現在の施設の状況をいかに長く保つかが課題となります。
○普通財産について、今後の取り扱いが課題となります。

自成館は、役場周辺の利便性と防災機能の向上と中心市街地の活性化を図るため平成 13 年度に整備されました。当該施設には、展示スペースや休憩スペースが設けられています。

施設の日常管理に関しては、近隣の商店会が行っております。

以上のことから、自成館は現在の施設の状況をいかに長く保つかが課題となります。

また、普通財産については、現在、旧いなば保育園及び旧睦作業所の一部を外部団体等へ貸し出しているものの、他の施設については活用されておらず、具体的な方針も決まっていない状況です。そのため、未活用の普通財産に関して今後、どのように有効活用していくのか、不要であれば処分するのかといった方針を決めていくことが課題となります。

管理に関する基本的な考え方

将来的な施設の老朽化に備え、計画的な維持管理を図っていきます。
○普通財産について、有効活用または処分などの今後の適切なあり方を検討します。

自成館は、まだ新しい施設であるため当面对応しなければならない課題はありません。

そのため、将来的な施設の老朽化に備えて、維持管理計画を検討します。

未活用の普通財産については、有効活用または処分などの今後の適切なあり方を検討します。

1 3 道路・橋梁

現状や課題に関する基本認識

本町の道路・橋梁は国の基準に従いつつ、いかに道路・橋梁の安全性を維持し続けるかが課題です。

本町が管理する、道路の延長は約 560 kmあります。管理する構成は、道路本体のほか、153 橋の橋梁、1 橋の横断歩道橋や照明及び標識を管理しています。

今後急速に施設の老朽化が予想されることから、平成 30 年度（2018 年度）に 2m以上の橋梁（153 橋）を対象にした橋梁長寿命化修繕計画を策定し、良好な管理の下利用していくこととしています。

また、平成 26 年度（2014 年度）の道路法施行規則の一部改正による国の基準に従い、町ではすべての橋梁及び標識、照明を対象に、近接目視による 5 年に 1 回の頻度で点検を実施しているところであります。

今後、老朽化する道路施設の増大に対応するため、膨大な維持管理費用が必要となり、厳しい財政状況が続く中で、交通の安全性・信頼性の低下が懸念されます。

道路は、住民にとって最も身近な社会インフラ施設であることから、令和元年度（2019 年度）に壬生町舗装長寿命化修繕計画を策定し、適切な状態を保持するため、定期的な点検及び補修など必要な対策を講じていくことで、従来型の事後的な維持管理から要望的な維持管理へと政策転換を図り、維持管理の縮減と平準化を図りつつ、地域の交通ネットワークの安全性・信頼性を確保していく必要があります。

管理に関する基本的な考え方

道路については、すべての道路を対象に修繕計画（長寿命化計画）を策定し、着実に実行していきます。

橋梁については、国の基準に沿った点検、修繕の取り組みを継続していきます。

道路については、パトロールなど定期点検を実施します。そして、その結果を踏まえ、すべての道路を対象に修繕計画（長寿命化計画）を策定し、着実に実行していきます。

橋梁については、国の基準に沿った点検、修繕の取り組みを継続していくとともに、廃止や集約についても検討していきます。

1 4 上水道施設

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	南部配水場	直営	1972(昭和 47)年度	48	220
2	北部配水場	直営	1971(昭和 46)年度	49	300
3	中央配水場	直営	1983(昭和 58)年度	37	1,352

現状や課題に関する基本認識

給水人口に応じた適切な施設規模をいかに保つかが課題です。

導水管、配水管は、耐震化率が低く、老朽化も進んでいることから、どのように対応していくかが課題です。

○配水場については、更新費用の平準化を図りつつ、適切な施設規模に応じた施設のあり方を検討していくことが課題です。

本町の水道事業は昭和 39 年度（1964 年度）に創設し、昭和 40 年度（1965 年度）から給水を開始いたしました。また、昭和 43 年度（1968 年度）以降は、公営企業法の適用を受け独立採算を基本に事業経営を行っています。現在の給水人口は約 38,000 人であり普及率は約 97%となっています。しかしながら、将来の事業環境には人口や水需要の減少、老朽化した水道施設の更新需要の増大などが想定され、健全な事業経営に影響を与えることが想定されています。このような課題に対応していくため、将来にわたって、「安全」で「強靱」な水道を「持続」的に経営していくため、現在直面している課題とその対応策を明確にし、水道事業を戦略的に進めていくための「壬生町水道ビジョン」を令和元年度に策定しました。

水道事業に係る公共施設としては、南部配水場、北部配水場、中央配水場の 3 つの配水場があります。北部配水場は昭和 46 年度（1971 年度）の建築であり、令和 3 年度（2021 年度）に耐震診断を実施し、今後の在り方を検討しています。南部配水場は昭和 47 年度（1972 年度）の建築であり、耐震診断の結果、耐震性が低いとされたため、配水塔を取り壊し配水池に変更するとともに、令和 3 年度（2021 年度）から管理棟の建替工事を行っています。中央配水場は昭和 58 年度（1983 年度）の建築となっており、耐震診断等の施設調査を実施していない状況であります。いずれの施設も建築後 35 年以上経過しており、施設の老朽化が進んでおり、更新費用等が今後増加していくことが想定されます。

また、町内には、導水管が約 7 km、配水管が約 286 kmあります。管路全体のうち、基幹管路（導水管、配水本管）は約 2%となっており、これらの耐震適合率は約 19%と全国平均値と比較しても低い状況となっています。

以上のように、施設の継続的な稼働を担保し、給水人口に応じた適切な施設規模を保つとともに、老朽化した施設、管路の更新費用の平準化を図り財政負担を安定させていくことが課題となります。

管理に関する基本的な考え方

施設の更新時には、給水人口を踏まえた適切な規模とするよう検討していきます。
配水場及び管路は、施設の継続的な稼働を担保するため、アセットマネジメントに基づく投資計画及び財政計画を作成し、取り組むとともに、必要な見直しを継続することで、適切な維持修繕・更新をしていきます。

水道事業という特性上、サービスを停止することはできないため、施設の状況を常に把握し、必要な対応をとれるよう図っていきます。また、財政的な制約もありますが、建物の調査等を実施し、適正な維持管理計画により、災害に強く長寿命化を図る事ができる施設を目指します。

1 5 下水道施設

(1) 公共下水道

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	水処理センター	直営	1968(昭和43)年度	52	766

現状や課題に関する基本認識

水処理センターについては、現在の処理場改築更新事業を着実に進め、長寿命化を図っていくことが課題です。

管路施設については、老朽化した管渠を着実に更新していくことが課題です。

本町の公共下水道は、町単独の公共下水道と流域関連公共下水道があります。

汚水につきましては、単独公共下水道である北部処理区は、水処理センターで、流域関連公共下水道である巴波川流域関連処理区は、県が事業主体である流域下水道に接続し処理を行っています。

管渠につきましては、合計で約 215km 布設しています。管渠老朽化率（法定耐用年数を超えた管渠延長の割合）は、22.6%となっており、既に法定耐用年数を経過した管渠があります。今後も耐用年数到来に伴う改築・更新時期を迎える管渠が増加してくることが想定されるため、設備の回復・予防保全のための修繕費などの平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要があります。

水処理センターは、昭和 43 年度（1968 年度）の供用開始から 50 年以上が経過し、施設の老朽化による処理機能低下等の不測の事態を回避するため、設備の改築・更新を実施する必要があります。平成 30 年度（2018 年度）に策定した「壬生町公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設の維持管理・更新を進めています。維持管理については、保守点検基準に基づいた日常・定期点検等を実施しています。

クリーンセンターとの統合につきまして、施設の共同化・統廃合を視野に検討を進めます。

管路施設は、布設後 50 年を超える地区があるため、重要な幹線等、緊急性の高い箇所から調査を開始し、更新を計画していく必要があります。

管理に関する基本的な考え方

水処理センターについては、壬生町公共下水道ストックマネジメント計画に沿った取り組みを行い、可能な限り現施設を使用し続けます。

更新時には、その際の処理量を踏まえ、施設規模の適正化を図ります。

クリーンセンターとの統合につきまして、施設の共同化・統廃合を視野に検討を進めます。

管路施設は、計画的に更新を行っていきます。

水処理センターについては、計画的に改築更新事業を行い、長寿命化を図っていくことで、施設のライフサイクルコストを低減させることが重要であります。今後は、既に策定している壬生町公共下水道ストックマネジメント計画に基づき当該事業を進め、施設の延命・性能の維持に努めていきます。

また、将来の処理人口を適切に予測し、処理量にあわせた施設規模としていきます。

クリーンセンターとの統合につきまして、施設の共同化・統廃合を視野に検討を進めます。

管路施設については、老朽化が進んでいることから、調査を実施し更新を計画していきます。また、策定した経営戦略に基づき、適切で計画的な事業執行に努めていきます。

(2) 農業集落排水

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数 (年)	延床面積 (㎡)
1	上田地区処理施設	直営	1998(平成 10)年度	22	227
2	中泉地区処理施設	直営	1998(平成 10)年度	22	153
3	藤井地区処理施設	直営	2001(平成 13)年度	19	306
4	北小林・助谷地区処理施設	直営	2002(平成 14)年度	18	199
5	恵川地区処理施設	直営	2009(平成 21)年度	11	663
6	黒川東部地区処理施設	直営	2017(平成 29)年度	3	392

現状や課題に関する基本認識

最適整備構想に基づき施設の長寿命化を着実に実施していくことが課題です。
処理施設等の効率化、耐震化が未実施の処理施設や管路の耐震化を実施していくことが課題です。

本町の農業集落排水事業は、上田地区、中泉地区、藤井地区、北小林・助谷地区、恵川地区及び黒川東部地区の6地区が整備完了しており、今後、旭町・星の宮地区についても、令和5年度に整備完了する予定です。

施設の維持管理については、運転管理委託業者が日常・定期点検等を実施しています。

処理施設の耐震化は、藤井地区、北小林・助谷地区、恵川地区、黒川東部地区は実施済みとなっていますが、現在の耐震化指針に適合しているかの確認をする必要があります。また、管路施設の耐震化は、上田地区と中泉地区の一部、藤井地区、北小林・助谷地区、恵川地区、黒川東部地区で実施済みとなっています。

管路施設は布設後27年、処理施設は建設後23年経過しており、老朽化が進んでいるため、平成24年度(2012年度)に策定した「最適整備構想」に基づき施設の長寿命化を図っていくこととなります。

管理に関する基本的な考え方

最適整備構想に基づき施設の長寿命化を図ります。
維持管理の効率化を図るため、近隣施設との統合や公共下水道との統合を検討します。

現在、農業集落排水事業には膨大な経費が必要となっています。

この効率化やライフサイクルコストの低減を図るための取り組みを行っていきます。

具体的には、最適整備構想の着実な実施や近隣施設との統合及び公共下水道との統合の検討などです。このうち、最適整備構想を着実に実施していくために、定期的に最適整備構想の実施状況を確認するなどのフォローアップを徹底します。

第4章 フォローアップの実施方針

1 フォローアップの進め方について

- ・本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、壬生町総合振興計画の見直し（5年毎）に合わせ、計画の進捗状況を評価します。
- ・進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には、本計画を改定することで、計画の進捗状況や社会環境の変化などに対応した見直しを行っていきます。
- ・本計画については、施設を所管する各部局が抱える更新、修繕等の状況を全体的に把握し、効率的に事業の実施を推進できる体制を構築していきます。
- ・本計画及び個別施設計画をさらに効果的に推進するために、PDCAサイクルの仕組みにより、進行管理を行います。

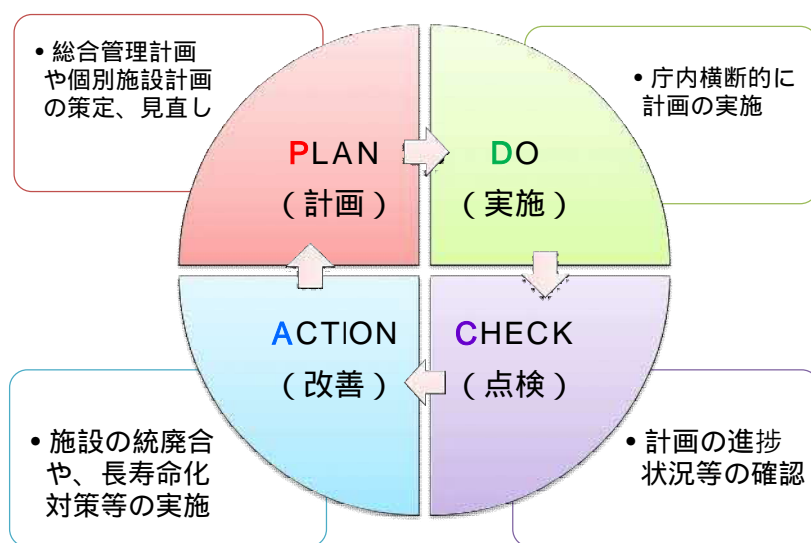


図 4-1-1 PDCA サイクルの仕組み

2 町議会や町民との情報共有について

- ・本計画については、広報紙やホームページを活用し、町民に周知・説明を行っていきます。
- ・本計画の進捗状況については、計画改定時等に議会に報告を行います。
- ・本計画を踏まえた公共施設再編の検討にあたっては、検討委員会等により協議を重ねていきます。
- ・公共施設再編にあたっては、関係者のニーズを可能な限り汲み取りながら進めていきます。

